

## 資料

# イギリスにおける 選挙制度改革運動の問題意識

2011年2月インタビュー調査の報告

小 堀 真 裕\*

## 目 次

### はじめに

- 第一章 内閣府へのインタビュー
- 第二章 スミス教授へのインタビュー
- 第三章 ブラッドショウ下院議員へのインタビュー
- 第四章 選挙改革協会でのインタビュー
- 第五章 アンロック・デモクラシーへのインタビュー
- 第六章 労働党 Yes へのインタビュー
- 第七章 デイヴィッド・キャメロン首相・保守党党首演説（全文）
- 備 考 各選挙制に関する解説

### は じ め に

2011年5月5日、イギリス政治史上二度目となる国民投票が行われた。イギリス史上最初の国民投票は、1975年に、EC 脱退か継続かを争点に行われた。イギリスでは、その後、1979年のスコットランド、ウェールズにおける権限委譲（議会設置と自治政府設置）に関して地方レファレンダムが行われ、90年代にスコットランド、ウェールズ、ロンドン、北アイルランドなどにおいて、数多くの地方レファレンダムが行われてきたが、国民投票（レファレンダム）ということになると、今回で、ようやく二度目である。

この二度目のレファレンダムは、イギリスで長く用いられてきた小選挙区制を廃止して、対案投票制 Alternative Vote に変更するか否かという争点で行われた。このようなレファレンダムが行われることとなった直接の要因は、2010年総選挙にお

---

\* こぼり・まさひろ 立命館大学法学部教授

ける保守党・自民党連立内閣の成立と、その際の連立合意にあった。

イギリスでは、小選挙区制の下で戦後においては、常に、保守党、労働党の二大政党のいずれかが単独で政権を握る形が続いてきた。しかし、2010年総選挙の結果、第一党であった保守党も過半数には20議席足りず、保守党・自民党の連立内閣を余儀なくされた。連立内閣は、戦後イギリス政治史上初である。自民党は、1974年以来、おむね総選挙においては20%程度の得票率を記録しながらも、小選挙区制の効果で、得票率に比しての議席率は低くとどまってきた。自民党は、連立入りの条件として、選挙制度改革を要求し、それが連立合意となって形に現れたのである。

こうした選挙制度改革の動きは、自民党の連立条件という狭い意味だけを持つのではない。背景としては、1974年以降、自民党や地方政党の総選挙での議席が約10倍に増加して、二大政党のどちらかが単独過半数を獲得することが難しくなってきたという事実がある。

地方政党の台頭という点では、北アイルランドにおいては、二大政党は、1980年代以降、候補者さえ擁立することができず、総選挙議席は、全てが北アイルランド地方政党で占められている。スコットランド、ウェールズにおいても、近年、地方政党の得票が増加し、二大政党は総選挙で議席を取ることが難しくなっている。スコットランドでは、2011年5月の地方議会選挙の結果、独立をめぐるレファレンダムの実施を公約に掲げるスコットランド民族党が、スコットランド議会で過半数の議席を獲得し、5年以内の独立レファレンダムの実施が予想されている。二大政党のうち保守党は、このスコットランドで、この20年ほどの総選挙で0議席か、1議席しか取れていない。労働党は、このスコットランドを金城湯池にしてきたが、2011年地方議会選挙ではスコットランド民族党に過半数を明け渡し大敗した。

つまり、二党制を中心としたウェストミンスター・モデルは、大きく動搖しており、その局面の中で、2011年5月の選挙制度改革国民投票が行われたのである。しかし、その結果は、対案選挙制度 Yes 側にとって、大敗といえる結果であった。国民投票は、地方選挙と同日に行われ、投票率は41.97%で、対案投票制 Yes が32.09%，No が67.87%であった。この結果は、その前一年間の世論調査結果を振り返ってみた場合、異例ともいえる大逆転でもあった。例えば、約一か月前の4月1日 YouGov の調査では、Yes 40%に対して、No 37%で、Yes がリードしていた（YouGov / Sunday Times Survey Results, 2011）。国民投票が行われる方針が事实上確定した一年前の連立政権発足以降、大半の時期で、Yes がリードしていた。

このような Yes 陣営の大敗には、選挙制度改革を一貫して推し進めてきた自民党と党首ニック・ケレッグの「裏切り」もあった。

自民党は、2010年総選挙において過去最高とはいかなかったが、57議席を得て、存在感を発揮した。その結果、連立にも入り、長年の課題であった選挙制度改革も、国民投票実施という形で、保守党に飲ませた。しかし、保守党との連立政権のなかで、大規模な政府支出カットを飲まされてきたことが、国民や支持者から「裏切り」として批判されるようになった。とくに、昨年2010年11月に可決された大学学費の3倍化を、連立与党として推進する立場に立ったことは、ダメージを深刻なものにした。自民党は、2010年総選挙マニフェストにおいては、大学学費の廃止を公約に掲げていた（Liberal Democrats, 2010）。

自民党は、2011年地方選挙において、懸案であった選挙制度改革レファレンダムでも敗北し、地方選挙でも大敗した。また、国民投票においては、自民党や選挙制度改革論者の多くが、本音で望んだ比例代表制ではなく、小選挙区制により近い対案投票制が選挙制度改革の「対案」とされた点も、Yes陣営にとっては、重荷になった。対案投票制は、明らかに保守党と、自民党との妥協の産物であったといえる。

しかし、イギリス国民が2011年に、対案投票制にNoと言ったことが明確になっても、小選挙区制と二大政党政治が安泰であるということは示していない。なぜならば、上記のように、地方において二大政党以外が伸長するという傾向自体は、2011年地方選挙において、強まりこそしても、弱まる気配がないからである。二大政党のいずれかによる単独政権ではなく、連立政権が今後も出てくる可能性がある場合、将来的に選挙制度改革が再び課題に上ることは十分にある。1979年に地方レファレンダムで否決され、97年に地方レファレンダムを経て実現されたスコットランド、ウェールズへの権限委譲（自治政府・議会設置）のように、再度の試みで実現した例も、実際にイギリス政治において存在している。

また、今年5月に白書が提示された上院改革も、二大政党政治を中心としたウェストミンスター・モデルを振り動かすものである。白書の中では、貴族院である上院のうち、8割を選挙で選出し、その選挙は比例代表で行おうとされている。このように、2011年現在のイギリスでは、旧来のウェストミンスター・モデルの変更が矢継ぎ早に提起されてきている。

以下は、そうしたウェストミンスター改革を推し進める人々を中心に行なったインタビュー調査結果の翻訳である。調査は、自由法曹団からの依頼に基づき、2011年2月21日より25日にかけて、自由法曹団の弁護士3名とともにロンドンで行った。なお、インタビューに関しては、No運動団体であるNO2AVや複数の保守党下院議員に繰り返し依頼を行なったが、実現しなかった。ただ、フランシス・モード内閣

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

官房長官・大蔵省主計長官（保守党下院議員）からは、内閣府の担当官僚とのインタビューを設定していただいた。したがって、No陣営全体が、こうした調査回答に消極的であるというわけではないと、付け加えておきたい。No陣営の論旨を知ることも貴重なので、その点に関しては、保守党本部の許可を得て、デイヴィッド・キャメロン保守党党首（首相）の演説の翻訳も付け加えた。

インタビューに答えていただいた各氏には、日本語に翻訳・出版することに、ご承諾いただいた。また、通訳および翻訳は筆者が行ったので、誤訳などの不備がある場合は、すべて筆者に責任がある。なお、文中出てくる選挙制度に関しては、まとめた説明が必要なので、巻末にまとめた。

本調査の費用には、2010年度の科学研究費補助金基盤研究(C)の間接経費を使用した。

### 第一章 内閣府へのインタビュー

「選挙制度だけではなく、解散権の見直しや、上院改革、議員リコールなど憲法全体の改革になります」

内閣府憲法改革担当 ヴィジヤ・ランガラジャン氏  
法務省憲法改革担当 ポール・ドッカー氏

今回の国民投票を含む選挙制度改革の法案は、内閣府によって提出されています。今回は、その内閣府の憲法改革担当のヴィジヤ・ランガラジャン氏と、ポール・ドッカー氏から、話を聞くことができた。ランガラジャン氏のオフィスは、労働党政権下の改革で2007年に新設された法務省の中にあり、ドッカー氏は法務省の所属である。イギリスでは、伝統的に法務は貴族院に属してきた歴史があり、2007年まで法務省はなかった。

【ランガラジャン氏】 私たちの政府は、少し従来とは異なり、連立政権になっています。今回の変化は、おそらく選挙制度改革だけではなく、憲法に関する他のたくさんのポイントでの変化も行うことになると想っています。選挙制度改革法案は、先週議会で可決されたばかりです。この法案は、近年でも、最も長い法案の一つであり、難しい法案でした。それは、選挙制度改革だけでなく、法案の中に選挙区割りも含んでおり、上下5%以内しか格差がないようにされている法案だからでした。200年ぶりの変化といえます。1780年代のころには、選挙区とは概ね各コミュニ

ティの単位でした。本当に大きな選挙制度の改革は1880年代が最後でした。そのころの選挙区は非常に問題があり、大小それぞれで200くらいでした。それが今回、格差は5%になろうとしています。これは大きな動きです。その他に、この法案は様々な興味深い点があります。5月5日に選挙制度を決める国民投票が行われますが、そこで対案投票制に制度を変えることにYesかNoかを聞くのです。これは、イギリスで初めての法的拘束力を持った国民投票になります。これまでイギリスで行われてきた国民・住民投票は全て諮詢的投票でした。最後の決定権を議会ではなく、国民が決めるというのは、初めてのことです。

その他にも、あと2点特徴があります。それで、今回大事なのは選挙制度だけではなく、区割りを変えることもそうなのですが、そういう中で、政治家と国民とのつながりそのものを改革していくことになっています。例えば、2012年の予定ですが、議員リコール・システムを導入することも検討されています。これはカリフォルニアで、議員が刑事罰を受けた場合には行われていますが、まだ普及していません。それから上院改革で、貴族院を公選制にする法案も出す予定です。議会の期間を5年間の固定にして、不信任案可決の場合を除き、解散をなくす法案をすでに提出して、議会で議論されています。これは、もうすでに下院で可決され、貴族院で審議されています。

【自由法曹団調査団】 小選挙区制廃止・新制度の国民投票を行うということは、現制度に問題があるからだと思うのですが、それは、どういう問題ですか。

【ランガラジョン氏】 今的小選挙区制の問題点は、ある人々にとっては問題点がある、ある人々にとっては問題点がありません。私たちは官僚なので賛成・反対のどちらの意見もいえませんが、よく言われるには安全区が多くて、そこでの結果が決まっていて声が反映されないということです。また比例的ではなく、ほんの小さな多数派でも一位となり、選出されてしまいます。そういうことで、対案投票制が提案されています。Noキャンペーンの方は、対案投票制は費用がかかる、複雑で分かりにくい、連立政権がもっとできるなどの批判をしています。つまり、今、イギリスでは、非常に大きな政治的議論が起こっています。

【調査団】 100年ぶりに大きな変化を経験しているわけですが、この変化の背景には何があるのでしょうか。なぜ、ウェストミンスター・モデルの中核部分が変わってきたと思いますか。

【ランガラジョン氏】 何で変わったのかについて、長期的な理由と短期的な理由が

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

あります。長期的な理由としては、1940～60年代については二大政党が得票率の90%以上を持っていて、それがずっと崩れてきて、今は68%くらいが二大政党に投票するだけです。議席を持つ政党の数も増えてきて、多党制化してきています。今的小選挙区制は二大政党が十分に力を持っていたからこそ、機能してきましたが、今は力を失って、小選挙区制が機能しなくなっています。短期的には議員スキャンダルがあって、国民ははっきりとした明確な変化を求めていて、広く開かれた改革議論をしなければならないことになりました。もう一つの理由としては、単独政党が過半数を握れないハング・パーラメントの状態があります。

【ドッカー氏】もう一つは、イギリスでは他の選挙制度が広く使われています。ロンドンでは補足投票制度、スコットランドでは小選挙区を基礎とした比例代表制を加味した制度、スコットランドの一部の地域では単記移譲式投票も使われています。EU議会選挙になると拘束名簿式比例代表制を使っています。他にも、多様な制度が使われています。

【調査団】連立政権合意によれば、保守党は対案投票制に反対できるし、自民党は賛成で運動が可能ですよね。

【ランガラジョン氏】その通りです。先週の水曜日の深夜に法案が成立した後、金曜日に首相であり、保守党党首であるデイヴィッド・キャメロン氏は長い演説を行って、小選挙区制を支持するという態度表明をしました。副首相であり、自民党党首であるニック・クレッグ氏は対案投票制を支持するという態度表明をし、違う方向を明確化しています。最後の決定は、国民がするということにしました。政府としては国民投票を行いますが、政党は、それぞれ異なった態度を取ることができます。大まかに言って、保守党が小選挙区を支持して、自民党が対案投票制を支持していると言えますが、労働党は割れています。労働党の中に、Yesの団体とNoの団体があります。しかし、保守党にも対案投票制賛成派も若干いるし、自民党にも対案投票制反対派が若干いる。これは興味深いことです。というのは、次の総選挙を目前にした2014年ごろになると、明らかに連立政権の与党同士がしのぎを削って選挙戦を行うことになるでしょう。4年後起こりそうなことが、まさに今起ころうとしています。

【調査団】対案投票制では、ブリテン民族党（BNP）のような極端な右翼政党でも当選することになるのですか。

【ドッカー氏】 そういうところもありますが、違うところもあります。そもそも、今回の対案投票制でマイノリティーが当選しやすくなるという議論は違います。むしろ、小選挙区の場合は、非常に右翼的意見の強いところにおいては、それ以外の勢力が分裂することによって、極右政党が当選する可能性が出てきます。それに対して、対案投票制の場合は、二位票も含めて過半数を占めなければ当選できませんから、極右政党が当選する可能性は低くなってしまいます。また、イギリスには非常に極右勢力の強い地方があり、そういうところでは地方議員でかなり極右政党の議員が選出されたりしますので、昨年の総選挙ではついに下院議員も誕生するかと思われましたが、やはり人々は支持しませんでした。そのことも付け加えておきます。

【ランガラジャン氏】 政党の行動と民衆の行動を、完全に分離することはできません。結局、対案投票制でも小選挙区制でも、あまり結果は違わない可能性が高くあります。

【調査団】 小選挙区制を採用してきた一つの理由は、極端なマイノリティーを排除することにあったのではないですか。

【ランガラジャン氏】 小選挙区制の場合は、少数派にとってハードルが高いというのは、その通りですね。

【調査団】 選挙制度改革を行うためには、単に議会で決めるということも可能ですが、なぜ、今回国民投票をやることになったのですか。

【ランガラジャン氏】 よい質問です。たしかに、議会で立法するだけで、選挙制度改革は可能です。一つは政治的な問題です。これは、保守党と自民党の連立政権合意であるということです。保守党は対案投票制に反対だけれども、自民党は賛成です。その結果、妥協として国民投票が入ったということです。もう一つは議会に関することを、議会だけで決めるのは正統性に問題があるということです。私たちの国は、成文憲法を持っていませんので、民意を聞きながら、憲法的部分についての大きな変更には、国民投票を経て変えていくべきだと考えられています。さらに、三番目に、1975年に初めて使われて以来、国民投票を含むレファレンダムはこの20年間で多用されてきたということがあります。ただ、憲法の改革全てに国民投票が行われてきたわけではありません。たとえば、上院改革については、国民投票は予定されていません。なぜなら、主要3政党が皆、マニフェストで上院改革を公約し

イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

ているからです。だから、国民投票を行う必要がないわけです。それに、以前の労働党政権の時、労働党は、繰り返し下院の改革をやるときには国民投票をやると公約してきました。それを今になって政権が変わったからといって、やらない、ということはできないということです。

【調査団】 民主主義としては、投票率が大事ですが、国民投票の投票率を高めるために政府としては何かしていますか。

【ランガラジョン氏】 一つは、議論を呼んだ決定でしたが、地方選挙の日に行われるようになります。スコットランドやウェールズの議会選挙と、84%のイングランド地方議会の地方選挙もその日に行われます。投票が複雑化するという批判もありましたが、その日に国民投票もやるので、投票率は上がるのではないかと考えています。

YesあるいはNoに登録した団体の両方の陣営に、それぞれ数十万ポンドの運動費用が法定で与えられます。もう一つは、政府が費用を負担して、両方の陣営の意見を各戸に配る予定です。選挙管理委員会が、中立的な国民投票の趣旨説明文書も、各戸に送付する予定です。こうした活動や支援を通じて、投票率が上がってくればよいと考えています。最近は、投票率が下がる状況が続いてきたのですが、昨年の総選挙は関心も高く、投票率があがりました。この流れが続けばよいのではないかと考えています。

【調査団】 投票率、当選者の得票率が下がっている状況がイギリスにありますが、これは政府の正統性に影響を与えますか。

【ランガラジョン氏】 基本的にはYesです。理論的には4人の有力候補者が立ったとき、26%の得票率で当選することができます。現在は、政党や政治家に対する信頼が低下しています。政党の一つの問題点として、すべてのイギリスの政党に共通して言えることは、政党の構成員が減っていることです。この20年ずっと減ってきています。そこは問題だと思います。実は、日本とイギリスの共通点は面白く思っているのですが、イギリスでは自民党が政権を経験し、日本では民主党が政権を経験しています。そういう点は非常によく似ていると思っています。

【調査団】 今回の国民投票で、最低投票率の定めを置かなかったのは、正統性に影響を与えないのですか。

【ランガラジョン氏】 それは、悩ましい問題ですね。まず、イギリスでは一般的に、

最低投票率を設けていません。通常の選挙でもです。それが第一です。二番目に、最低投票率という考え方は、Noとして使われるからだということです。1979年にスコットランドとウェールズの議会を作ろうというときに、最低投票率を設けましたが、それはNoの人々の戦略のためにそういうものが提起されてきました。それは住民の選択に任せるべきです。もう一つの理由としては、最低投票率を設けると、Noの人たちが、Noの意思を示すのではなく、投票率を下げて無効にしよう、という動きが出てきます。それによって、投票率も下がります。今までイギリスの全ての政府が、最低投票率という考え方方に反対でした。もちろん、投票率がとても低ければ正統性の問題に関わってくるでしょう。それは、適切な情報提供や、色々な運動で盛り上げるべきことだと思います。この問題に関しては、実は、貴族院で、何夜も徹夜審議をしてきました。結局、下院でも上院でも最低投票率という考え方には採用しませんでした。

【調査団】解散権というのは、従来の議院内閣制の考え方では欠かすことのできない要素であったはずですが、なぜ、今回、不信任案可決の場合を除き、解散を廃止する法案を出しているのですか。

【ランガラジョン氏】長期的な理由としては、首相が恣意的に解散するということは、良いのかどうかの議論があります。イギリスでは、首相個人が女王に謁見して、「下院を解散したい」という一言で、解散できることになっていますが、これがよいのかという議論があります。たった一つの政党から出てきて、先ほど述べたように政府の正統性が議論になっているときに、こんなに、その政党に有利なことを許してよいのかという指摘があります。また、首相がわざと自分の良いときに選挙をやるということは、他の政党を不利にするのでフェアではないと言われています。さらに、いつ選挙があるか分からないので、準備が大変です。

もう一つは、最近の理由でいうと、2007年にゴードン・ブラウンが解散しようとして結局決断できなかったことです。それによって彼の評判はガタ落ちしました。同じことは、イングランド銀行が決める金利などにも言えます。みんながいろんな想像をしていて、そのとおりにならなかったときに、無用な混乱が起きます。結局、政治家も利益を得ているように見えて、利益を得ていないのです。与党にとって有利なときに選挙をすれば、引き回しだといつて批判されます。そうでないときに選挙をすれば敗れます。結局、解散権は誰にとっても利益がありません。

それに、次の総選挙の時期が決まつていれば、政権はそれまでに計画的に政治を行えます。結果を出すとしても、時間的に余裕ができます。それもよい点です。

イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

【調査団】 しかし、次の解散まで、5年は長いという議論はなかったのですか。

【ランガラジョン氏】 大きな議論がありました。日本は、たしか4年までの任期でしたね。しかし、いずれにせよ、下院は5年を支持しました。上院は次の火曜日に、4年がよいのか、5年がよいのかについて、議論をします。なぜ、5年にしたのかについては、確固たる理由はありません。それは政治的な選択です。もともと最大限で5年、というのがイギリスの法律でなっているから、ということもできます。一般論として、民衆は頻繁に選挙をしたいとは思っていません。それで5年ということもあります。もう一つは、一つの政策をやって、その効果が現れるには2~3年掛かります。イギリスでは、ビジネスを初めとして、全ての物事に関して、短期的視野しかないという批判があります。だから5年がいいという議論があります。

【調査団】 ランガラジョンさんは、日本の政治に関しても、ご存知のようなので聞きたいのですが、日本では衆議院の選挙制度として、300の小選挙区制、180の拘束名簿式比例代表制を使っていますが、参議院も含めて、選挙制度を変えようという議論もあります。難しい質問だと思いますが、選挙制度改革の一般化できる教訓があれば、お答えいただけるとうれしいです。

【ランガラジョン氏】 お答えできるかどうか、わかりませんが、内閣府に来る前には、外交官としてベルギーやメキシコにいました。全てのシステムが、透明性があるとは限りませんでした。重要なのは、政治文化だと思います。有権者の文化、政党の文化などです。選挙制度は、それは単にメカニズムに過ぎません。選挙制度で有権者の行動を変えられるという人もいるのですが、実際には、それは少し変えることができるという程度しかないと思います。様々な国々で様々な選挙制度が使われていますが、同じ制度が国によっては違う意味を持つ場合もあります。つまり、その背後には、選挙制度に容易に左右されない政治文化の問題があると考えています。日本には、選挙制度や憲法改正の動きなどがあるのですか。

【調査団】 正直言って、今、日本では、政府債務が大きくなりすぎたりしたせいで、議員や議会には、なるべくお金をかけない、減らすという志向ばかりが目立ちます。他の要素を考えるという余裕が、残念ながらありません。こういう志向で、選挙制度を改革すれば、民主主義としてあまりよい結果が出ないのでないかと危惧しています。

## 第二章 スミス教授へのインタビュー

「ウェストミンスター・モデルは、大きな変化の中にある」

シェフィールド大学政治学部 マーティン・スミス教授

スミス教授は、イギリス政治のガヴァナンスやウェストミンスター・モデルを長く研究しており、とくに、近年は、ここ数十年の変化の中でも、ウェストミンスター・モデルの中核的な中央集権的要素は意外に残っているという指摘をしてきた。イギリス政治学会の雑誌などの編集もつとめており、ガヴァナンス研究に関しては、有数の研究者の一人といえる。また、シェフィールド大学政治学部は、イギリスの政治学研究ではトップ3にランクされている。

【調査団】 現在、イギリスでは小選挙区制と二大政党制が揺れていますが、これはウェストミンスター・モデルの重要な部分といえますか。

【スミス教授】 そうですね。私が考えるのは、最も面白いのが得票率で、実際のところ二大政党制モデルは1970年ころから長期的に後退しています。1970年代には、保守党と労働党とで90%以上の投票を得ていましたが、1970年代、彼らのシェアはかなり落ち始めました。それで、二大政党のシェアは70%くらいに落ちていきました。2010年の総選挙がその中でも際立ったのは、自民党が単独政党による政権を阻止するのに十分な得票を得たことでした。もちろん、このことは、イギリスの政治的文脈から見れば、極めて大きな変化です。というのは、これまでずっと私たちは、単独政党による単独政権を得てきたからです。

【調査団】 スミス先生のこれまでの研究では、10年前や20年前の変化では、まだウェストミンスター・モデルのコアの部分は変わっていないという意見でした。しかし、ウェストミンスター・モデルは100年以上の歴史で初めて大きな変化をしているのでしょうか。

【スミス教授】 それは重要な質問です。ウェストミンスター・モデルは確かに変わり始めています。というのは、ウェストミンスター・モデルというのはやっぱり大臣がつよい責任を持つというモデルだったのですけれど、大臣自身が連立ということになって、内閣の集団的責任ということが難しくなってきています。政策に関し

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

ても、内閣の中で一致できにくくなっています。もし、これから単独政党政権ができるなくなると、ウェストミンスター・モデルの重要なパートであった単独政党政権という要素が捨て去られることになります。選挙制度が対案投票制になり、より一層、連立政権が制度化されることになると、直線的に変わるものではないが、徐々にウェストミンスター・モデルを掘り崩すことになるでしょう。

【調査団】 ウェストミンスター・モデルは大きく変わるかもしれないというお話ですが、もし、対案投票制導入の国民投票で賛成派が負けてしまっても、単独政党政権は続かないと言えますか。

【スミス教授】 そこは難しい。いま、自民党の支持は大きく落ちています。次の総選挙では苦戦が予想されます。やっぱり、その点では、二大政党政治に戻ることはあります。今的小選挙区制ではちょっとのスwingで元に戻ってしまいます。すぐに労働党単独政権に戻ることも考えられます。まだ、これから単独政党政権に戻るのか、それが壊れて連立政権が常態化するのかは、確かなことはいえません。

【調査団】 投票行動研究者のジョン・カーティスなどは、地域政党や小さな政党がのびてきているので、これからも、ますます一つの政党で政権を取るのは難しくなってきている、といっていますが、それはどう思いますか。

【スミス教授】 確かにそういう傾向はあります。それは重要なポイントです。自民党的支持も伸びてきてきましたし、スコットランドの民族政党の支持なども伸びてきました。また、緑の党も伸びてきています。さらに、ブリテン民族党（BNP）を支持している人々もいます。それでも小選挙区制を取る限りは、ちょっとした得票の動きで、単独政党が単独政権を取ることは十分にあり得るし、2005年に労働党は35%の得票で過半数の議席を得ています。

【調査団】 100年前に1910年の人民予算とか1911年議会法とかで決まっていたウェストミンスター・モデルですが、選挙制度改革だけではなくて、上院の改革とか、解散権を限定的にするとか、そういう改革が進んでいます。100年ぶりの改革のように思いますがどう思いますか。

【スミス教授】 それはそうですが、複雑な過程があり、イギリスで変化が急速に起こることはまれです。変わるべきは徐々に変わっていきます。スコットランドやウェールズに議会ができる、ウェストミンスターの権限を委譲する作業は15年前から行われているし、ヨーロッパ人権条約などEU統合の進展で国の機能がヨーロッ

パ・レベルに持つて行かれている状況があります。変化はそういうところにすでにあります。これから20年・30年、さらに変化していくのを見ることになるでしょう。ただ、興味深いところは、当のウェストミンスターの政治家や官僚たちは、今の変化がどれくらいのインパクトがあるのかについて、どうも理解していないのではないかという部分があります。

【調査団】イギリスの議会では、650から600へと定数を削減しますが、国会議員の定数は何人が適正だと思いますか。

【スミス教授】適當な数については分かりません。しかし、何でこのような法案が出されているかというと、スコットランドやウェールズへの分権化が進んで、だったら、ウェストミンスターで議員はいらないのではないか、という理解があります。興味深いのは、議員が減らされるという意見がある一方で、大臣とか副大臣や特別委員会（法案の審議とは別に、日常的に企画調査する委員会）など、そういうところの機能は増えてきています。政府としてはもっとしっかり仕事をするために、コントロールする部署は増やしたいと思っていますが、議員はそれほど増やさなくてもいいと思っています。

【調査団】日本では、イギリスのマニフェスト政治はずいぶんと有名になってしまったのですが、マニフェストの強制力については、どの程度あるのですか。政治家は全てを実現しないといけないのですか。それとも、ある部分だけでもよいのですか。

【スミス教授】確かに、政府としては、やっていることの正統性を主張しなければならないので、国民から負託されたと言うことでマニフェストは国民からの命令ということになりますが、しかし、マニフェストに書いてないことも沢山やっていますし、書いてあることでもやらないことが沢山あります。今、自民党が苦しんでいるのは、マニフェストに全く書いてなかった大学の学費の値上げなどをやらなければならぬこと、また連立政権は森林を売るということをやろうとしていますが、それもマニフェストには書いていません。状況も変わったりするので、マニフェストに書いていないこともやるわけです。しかし、ただ、実際のところ、自分たちの正統性を示すためにマニフェストというアイディアを使います。

【調査団】ということは、マニフェストはある種のレトリックであるということも、いえるわけですか。

イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

【スミス教授】 ある意味では、そうです。イギリスの政治システムを考えるとき、とくに選挙制度を考えるとき、選挙制度はあまり民主的なものではありません。というのは、議員が少数派の得票で選出されるからです。だから、マニフェストの命令があるからだ、議会主権だという別の理屈で、正統性を高めざるを得ないわけです。そこが、イギリスの政治システムの根本的な問題点なのです。

【調査団】 そういう形でマニフェストに基づいて、単独政権が国会で議論を進める上、議会の議論は形骸化しないですか。

【スミス教授】 確かに、与党がごり押しをしても議会で通ってしまうという意味では、議論に意味がないという部分はあります。しかし、森林の売却のように、なかなか通らない案件もあるので、結局譲歩をしなければならない法案もあります。森林売却の件では、与党の中で反対が続出して議会で敗退しました。こういうときには、譲歩を引き出すという意味で、議論に意味があるときもあります。

【調査団】 すべての政党が過半数を取れない下で小選挙区制を維持しようとする側は、どのように制度の正統性を考えているのですか。それは今日説得力があるのですか。

【スミス教授】 それは良い質問です。イギリスのウェストミンスター・モデルというのは結局、選挙区で一位の人が選ばれているとか、議員の中で多数党であるとか、マニフェストを実現するとか、色々な意味でマジョリティーであることを強調しますが、その根底には少数で選ばれている、という矛盾があります。ウェストミンスター・モデルの根本的な問題点です。実際には過半数の投票を得ていないのにもかかわらず、過半数の力を与えられてきたわけですが、そのはずなのに、結局、連立をしなければならない状況になって、根本的な変化を迫られていると言えます。

【調査団】 もし、対案投票制が採用された場合、連立政権が続くようなことがあると思いますが、イギリスの国民は連立という形を支持すると思いますか。

【スミス教授】 一昨年の議員経費スキャンダルで、今、イギリスでは政治家に対する不信が強くあります。だから、人々は、別な方法で政治がオープンにならない限り、対案投票制を支持することになると思います。今の連立政権については評判が悪いですが、これは連立政権だからではなく、実際の政策の評判が悪いからです。原理的に連立政権がイギリス国民に受け入れられない、ということではありません。

【調査団】 昨年の総選挙後には、労働党、自民党、スコットランド民族党、プライド・カムリ、緑の党のような多党による連立が議論されましたが、このように多くの政党が連立政権を組むことになったときに、国民は支持すると思いますか。機能すると思いますか。

【スミス教授】 それは、難しいと思います。どのように機能するのかという問題もあります。ものすごく沢山の政党が連立するようになったときは、イギリス国民にとって、わかりにくいし、支持しないかもしれません。

【調査団】 小選挙区制は小政党の議会進出を抑制してきた側面がありますが、制度がより比例的になって今まで議会に出られなかった小さな政党が議会に出ることについてはどう思いますか。

【スミス教授】 対案投票制は比例的なシステムとは言えません。少しだけ、人々の声が比較的反映されるようになるだけです。ですから、対案投票制の下で、小さな政党候補者は当選できません。もし、比例代表制を取ったときには、たくさんの小政党が議席をとる余地が出てきます。結局、対案投票制を選択肢にするということは、依然として大きな政党に優位性を持たせるという一つの判断があります。ですから、対案投票制が大きな変化をもたらすというより、小さな漸進的な変化を生み出すのではないかと考えます。

【調査団】 イギリスでは、比例代表制で、多くの小政党が議席を取れるようにすることを嫌う傾向があるように思いますが、どうですか。

【スミス教授】 比例代表制を取らなかつた一つの理由としては、議員と選挙区の結びつきを壊したくないという意見がありました。もう一つは、たしかに、小政党の議席が多くなることを回避したかったからでした。

【調査団】 イギリスでは少数意見を大事にしてきた社会だと思いますが、そうではないのですか。

【スミス教授】 全体としては、自由にものが言えるという意味での少数派は守られています。政治の世界はちょっと違っていて、政治的代表を得るのは簡単ではありません。ただ、これは選挙制度のせいだけで、米国などでもそうですが、二大政党の中で幅広い考え方や人種などが反映されている部分はあります。

【調査団】 日本では誤ったイギリス政治の理解があります。その一つがマニフェス

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

トです。いく人かの日本の研究者や政治家によれば、イギリスの政党マニフェストは、多くの数値目標を掲げたものだ、といわれるのですが、どうですか。

【スミス教授】 それは違います。労働党の2005年マニフェストもそうだし、保守党も2010年に総選挙に勝ったときのマニフェストを見ていただいたら分かりますが、数値目標は書かれていませんし、固い目標は掲げていません。私は、マニフェストはそんなに重要なものではないと考えています。多くの人々は読んでいない。（冗談まじりに）読んでいるのはジャーナリストと政治学者だけです。

【調査団】 日本の政権党である民主党はイギリスの政治から学んで、政治主導で官僚は従属しなければならない、ということで、ものすごく細かいところまで主導権を発揮しようとするのですが、そういうことを、イギリスでもやっているのですか。

【スミス教授】 これは複雑な問題です。確かにイギリスの政治システムは非常に集権的で、政治家は力を持っていて、色々支持をして官僚を動かすのがイギリスのシステムでした。しかし、やはり、官僚は政策の細部に関する専門的知識もあるし、日常的な業務について力を持っていて、官僚は政治家が指示しないような所でも仕事をしているし、そういうところでのコントロール力を官僚は持っています。

【調査団】 対案投票制が導入された場合は、対決型の政治から、大陸型のコンセンサス政治、妥協政治へと変化していくのでしょうか。

【スミス教授】 やっぱり変わっていくと思います。敵対的な政治がイギリスの政治でしたが、対案投票制になれば、連立と妥協のコンセンサス型の政治になっていくと思います。

【調査団】 正統性というのは得票50%超のことをいうのでしょうか。他にも必要なことはありますか。

【スミス教授】 それは難しい質問ですね。正統性というのは、政治全体で得られるものですから。過半数というのは一つの要素でしかありません。過半数票によって成り立つ正統性だけではありません。たとえば、イギリスにおける正統性は、君主制によるところもありますし、法による支配というところもあります。もちろん、過半数票は、正統性の重要な一部分です。イギリスでは、リビアのようにデモの参加者が銃撃できないというのも、政府が選挙以外で、正統性を担保しなければならないということの証左です。

【調査団】 ところで、最後の質問ですが、スミス先生は対案投票制を支持しますか。

【スミス教授】 支持します。私の信条の一つは、できるだけ、ウェストミンスター・モデルを壊したい、ということなので、今回の変化は、あまり大きな変化ではないが、支持をしたい。

### 第三章 ブラッドショウ下院議員へのインタビュー

「対案投票制は、選挙制度改革の最初の一歩」

下院議員 ベン・ブラッドショウ氏

ベン・ブラッドショウ氏は、2009年6月 2010年5月ブラウン労働党政権で文化・メディア・スポーツ大臣、2007年6月 2009年6月医療副大臣、1997年現在エクセター選出の下院議員である。また、5月5日の選挙制度改革国民投票に向けての労働党 Yes のリーダーでもある。

今回は、議員会館食堂でリラックスした雰囲気でインタビューに応じていただいた。

【調査団】 今回、小選挙区制を廃止しようとしているわけですが、イギリスの小選挙区制は何が間違っているのですか。

【ブラッドショウ議員】 まず最初の理由は小選挙区制が比例的でないことです。人々の声が反映されていないことです。これを使っている国は、非常に少ないという点もあります。日本が小選挙区制に向かおうとしているのは興味深いですね。最近、小選挙区制から離れる国はあってもそこに戻っていく国はありません。また、イギリスの小選挙区制では、安全区の議席があまり動かない一方、激戦区の浮動票、つまり、イギリス全体の有権者の1.6%の人々の意見で結果が大幅に動いてしまい、政党もそこに資金や運動や勢力をつぎ込みます。この結果、多様な人々の意見が無視されていることが非常に問題だと考えています。これらが、私の小選挙区制に対する批判点です。

1950年代には、小選挙区制でもよかったかもしれません。そのときは、二大政党で97%の得票を占めることもありました。そういうときなら小選挙区制は公平でした。しかし、自民党や緑の党や、スコットランドやウェールズでの民族政党など沢

イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

山の政党があって、かなり票を取っていて、二大政党は70%の票しか取っていません。

【調査団】 日本の多くの政治家やジャーナリストはイギリスの小選挙区制度が良い制度で上手く機能していると考えていますが、これは間違いだと思いますか。

【プラッドショウ議員】 そうですね。間違いですね。IPPR という中道左派のシンクタンクがありますが、1月に小選挙区制に関する大きな研究を発表しました。これは、あなた方にとっても非常に興味深い研究だと思います。そこで議論では、小選挙区制の目的は、ひとえに強力な単独政権を作ることなのですが、それはもうイギリスではお分かりのように、すでに破綻しています。私たちは、連立政権を持っています。

【調査団】 イギリスでは選挙改革協会や他の団体が比例代表制の導入を主張していますが、比例代表制をどう思いますか。

【プラッドショウ議員】 今度の国民投票は対案投票制についてのものです。これは比例代表制に関するものではありません。小選挙区制では一人の候補に印をつけるだけですが、対案投票制では、順位付けをします。一位票で過半数に達する者が現れないときは、一位票で最下位だった候補の票を削除して、その二位票を加算して、一位・二位票で過半数を得る候補が当選となります。この結果で、一つの政党が過半数議席をより一層超える誇張された結果を生み出す場合もあります。

【調査団】 今度の国民投票は対案投票制に関するものですが、イギリスには下院議会に比例代表制を導入するために闘っている人たちもいますね。今回の対案投票制導入の賛否を問う国民投票は改革の第一歩なのでしょうか。それとも終着点なのでしょうか。

【プラッドショウ議員】 比例代表制の導入を望む人の一部には今回の国民投票でNo キャンペーンに加わっている人もいます。しかし、私や、選挙改革協会は、下院議会に比例代表制を導入するためには「第一步」を踏み出す必要があると思っています。今度の国民投票で負けると選挙制度改革の歩みが止まってしまうと考えています。

【調査団】 今回、イギリス政府は下院議会の定数を 650 から 600 に削減することにしましたね。定数削減についてどう考えますか。

【プラッドショウ議員】 下院議員は決して多くないと思います。定数削減は政治的な理由で行われています。現在、2009年の議員経費問題が起こったことで反政治的なムードがあります。しかし、今回の削減が行われると、イギリスの議会は西欧世界で最も小さな代表となってしまいます。なぜなら、イギリスでは選挙で選ばれるのは下院だけで、上院は選挙で選ばれていません。また、イングランドでは地域政府もありません。そういう意味で下院議員は決して多くありません。しかも、今回の50の削減というのは非常に微妙な数で、今回の定数削減後の選挙区割りは労働党に対して非常に不利になっていますが、保守党にとっては不利になってしまいます。定数削減については、保守党と自民党の間で一種の取引がありました。自民党は対案投票制導入の国民投票をやりたいのですが、保守党は議員定数を削減したい。その取引があったのです。

【調査団】 現在、連立政権になっていますが、連立政権についてどう考えますか。

【プラッドショウ議員】 連立政権は決して悪くないと思います。非常に面白いことは、イギリスの国民も結構支持しているということです。全ての世論調査でも、政治家同士が協力して政治を行うこと自体は、支持されています。

【調査団】 イギリス政治では、これまで、単独政党政権でマニフェストの政策目標の達成を追求する形が取られてきましたが、連立政権になると強い政府が実現しなくなるのではないかと想いませんか。

【プラッドショウ議員】 その質問は良い点を突いています。確かに、今の連立政権は色々な約束を破っている状況があります。ただ、一般的には、二つの政党が連立することで極端なことができなくなる、という良い点があることをイギリスの国民は理解してきていると思います。今の連立政権も、大学学費の三倍値上げなどの政策を進めている側面もありますが、それぞれの政党が極端な意見を捨て去る方向で運営されている側面があります。

【調査団】 もし、緑の党やブリテン民族党（BNP）などの政党が影響力を持つようにならうたらどう思いますか。

【プラッドショウ議員】 多くの政党があるということは興味深いことですが、保守党は変化に反対しています。自民党は変化に賛成しています。私の党、労働党は意見が割れています。緑の党は変化に賛成していて、UK独立党は変化に賛成していて、ブリテン民族党（BNP）は変化に反対しています。ブリテン民族党（BNP）

#### イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

が反対する理由は、今回の改革で恩恵を受けないからです。ブリテン民族党（BNP）は自力ではもちろん、他党の支持を得られないため選挙区で50%の得票を取れません。それで、対案投票制への改革には反対しています。

【調査団】 全体的には、イギリス政治では小党が国政で影響力を持つことは嫌われる傾向があると思いますが、それに関してどうお考えですか。

【ブラッドショウ議員】 伝統的にはイギリスは二大政党制でした。小選挙区制は二大政党制を強化してきました。しかし、その小選挙区制の下でも、この20年30年の間に、イギリスの政治はより多元的になりました。というのは、多くの人々が小さな政党に投票し、さもなければ、棄権してしまうからです。

【調査団】 総選挙の時には、それぞれの政党がそれぞれのマニフェストを掲げますが、連立政権になるとマニフェストと違う政策協定をむすぶこともあると思いますが、イギリス国民はマニフェストと連立政権の政策協定の両方を支持すると思いますか。

【ブラッドショウ議員】 それは昨年の選挙結果に反映されています。私たちの党、労働党は選ばれなかつたけれど、保守党の単独政権も選ぼうとはしなかつたわけです。

そうだと仮定すると、新しい連立という経験の中で、各政党が政策に関して交渉しなければならないし、その結果が必ずしも各党の公約どおりになるわけではないということを、イギリスの国民は理解しています。私たちは、ドイツやスカンジナビア半島の諸国での連立政権の経験をよく見ていますが、それはより良い政府だと思います。

【調査団】 日本では時々問題になるのですが、議員が政党を移籍することについてどう思いますか。

【ブラッドショウ議員】 まれにはありますが、あまり私たちの国では頻繁に起こりません。政党を変えても、無効にはならないし、補選をする必要はありません。しかし、時として、国民は議員が政党を変えることには、とても怒ります。一般的には、そのようなことをした議員が議席を得続けるのは難しいことだと思います。

【調査団】 日本はイギリス政治から多くのことを学んでいますが、中にはイギリス政治の誤った理解もあります。日本ではイギリスを参考にして各党が選挙でマニフェストを掲げますが、イギリスのマニフェストには沢山の数値目標が掲げられて

いる信じていています。それは誤解ですよね。イギリスのマニフェストは数値目標というより基本的な理念などを書いています。

【プラッドショウ議員】 それは誤解です。イギリスの政党マニフェストで数値目標がたくさん入っているという理解は、誤解です。多くの政党は、あまり具体的過ぎる数値目標をマニフェストに入れないようにしています。それよりも哲学的な目標を書くようにしています。1997年の労働党のマニフェストには、学校の30人学級の実現など、いくつかの数値目標を入れましたが、それは非常に穩健な目標を掲げており、それに拘束されるようなものではありませんでした。また、政党は実現するのが難しそうな壮大な目標を、しかも数値で掲げることはありません。

【調査団】 イギリスでは今度の国民投票で小選挙区制が廃止されるかもしれません、小選挙区制は、ウェストミンスター・モデルの重要な一部分でした。もし、国民投票で勝った場合には、ウェストミンスター・モデルがどのように変化すると思いますか。

【プラッドショウ議員】 上院の改革もこれからあって、選挙をすることになるかもしれません。また、下院で対案投票制が採用されれば、将来行われるかもしれない上院の選挙の選挙制度にも影響を与えるでしょう。また、地方の声がどれくらい聞けるかということも問題になっています。今、スコットランドやウェールズは地域議会がありますが、イングランドにはまだありません。これらの点が議論されていくと思います。

【調査団】 日本では相対的な多数派が50%に満たない得票率でも過半数の議席を得ることが重要だ、と考える人たちがいますが、イギリスではどのように考えられていますか。

【プラッドショウ議員】 過半数の得票を取っていなくても過半数議席を持つ強い政府、という考え方とは、今は弱まってきています。イギリスでは、過去には、それを望む世論もありましたが、80年代にサッチャーが少数でも政権を握って無茶をやったり、ブレア政権が、世論の反対を押し切ってイラク戦争をやったりした例もあり、そういう考え方は減ってきて、人々は連立という考え方によりオープンになってきています。イギリス議会は力を持ちすぎていて、アメリカのような上院もなければ、州政府もなければ、過去には、最高裁判所も持てませんでした。チェック・アンド・バランスを欠いています。イギリスでは過半数を持つ強い政府は何でもでき

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

ますが、それがよいという考え方はだんだんと弱まっているのです。

【調査団】 今回イギリスでは対案投票制導入の賛否を問う国民投票が行われますが、労働党の中でも評価が割れていますね。あなたはどう思われますか。

【プラッドショウ議員】 労働党の下院議員の中では対案投票制に反対している人もいて、賛否は半々くらいだと思います。しかし、労働党のセンター・レベルになると2:1くらいで支持している人が多いです。50年代60年代の二大政党が強かった時代のノスタルジアを引きずっている古い世代が、小選挙区制にこだわっている側面があります。また、そういう人々は、自分は安全区に議席を得ているケースが多くあります。その一方で、若い世代や心の広い人々の間では、そうではなく、今回の改革を支持している傾向があります。

【調査団】 世論調査によれば、今は Yes が僅差でリードしている状況ですね。

【プラッドショウ議員】 そうです。ただ、これまでの経験から言って、No は投票日に向けて調子を上げてきます。というのは、わからない場合には No という人も多いからです。日本でも、選挙制度を変えるときには、国民投票をするのですか。

【調査団】 しません。ただ、政治家が決めます。

【プラッドショウ議員】 それで、国民は怒らないのですか。

【調査団】 国民はそうしなければいけないと気づいていないし、怒っても、ほかに手段がありません。

## 第四章 選挙改革協会でのインタビュー

「若い人々は、選挙制度の改革を支持しています」

選挙改革協会（Electoral Reform Society）

代表（Chief Executive）ケイティ・ゴーシュ氏

運動・議会対応責任者 カリーナ・トリミンガム氏

選挙改革国際サービス クリストファー・チャイルド氏

選挙改革協会は、イギリスで小選挙区制が一般的に用いられるようになった1885年に作られ、100年以上もの間、比例代表制をイギリスに導入するために

運動してきた。今回の国民投票は、ある意味で、選挙改革協会の長年の運動のひとつの成果といえる。また、選挙改革協会は、傘下に、選挙改革国際サービス ERIS をもち、ERIS は、ヨーロッパ連合と協力して東ヨーロッパの選挙監視・選挙環境の整備などにアドバイスを行い、近年では、アフリカ諸国や東南アジアの選挙監視・選挙環境の整備などにも携わっている。

代表のケイティ・ゴーシュ氏は、イギリス人権協会代表などを経て、2010年から選挙改革協会の代表を務めている。弁護士として、運動家として、常に人権擁護に取り組んできた。選挙改革協会では、スタッフ・ミーティングの場に招待いただいた。私たちは、日常とまったく変わらない彼らの運動を見ることができた。

【調査団】 イギリスはこれから小選挙区廃止をめぐる国民投票を行うことになりますが、小選挙区制の問題点は、どこにありますか。

【ゴーシュ氏】 小選挙区制の下では、多くの人々の声が無視をされています。3分の2の議員が50%未満の投票で選ばれています。昔は多くの人々が二大政党に投票していました。しかし、もう、今は違います。二大政党に投票している人は68%しかいないのに、選挙制度はその現状を反映していません。ですから、人々は政治へのつながりもなく、事実上選択できない状況にさらされています。そういうなかで、ポジティブに希望の候補者に投票せず、誰かを落とすために戦術的にその有力対抗馬に投票しています。制度は、今からずっと昔の前世紀に作られています。ですから、今は機能しているといえません。

【調査団】 あなた達はずっと単記移譲式投票を目指していて長い戦いをしてきましたが、今回の国民投票は対案投票制に関するものです。この点は、どのように感じていますか。

【ゴーシュ氏】 今回は、政治家が対案投票制か小選挙区制かという選択にしました。対案投票制か小選挙区制かしか選択肢がありません。私たちの協会のメンバーにどちらが良いか聞いてみたところ、対案投票制という答えでした。そこで運動に取り組んでいます。私たちは対案投票制が、今よりもベターな選択だと思っています。面白い点は、国民投票の後、私たちは地方選挙の改革に取り組もうとしているところです。そこでは単記移譲式投票が導入される可能性があります。スコットランドや北アイルランドなどの地方選挙ではすでに単記移譲式投票が導入されています。私たちの国では、すでにたくさんの選挙制度が機能しているのです。

イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

【調査団】 今、イギリス政府は、下院の定数削減を行おうとしていますが、これは論議を呼んでおり、また選挙制度の議論とも深く結びついています。定数削減については、どう考えておられますか。

【トリミンガム氏】 選挙改革協会としての意見は持っていないません。この問題を通じて労働党はかなり怒っていて、貴族院の方ではかなり強烈に止めようとしたしました。彼らは国民投票には賛成ですが、定数削減には反対で、国民投票を定めた「議会投票制度・選挙区割り法案」が貴族院で廃案になりそうだったので、私たちは非常に悩まされました。

【調査団】 ある人々は対案投票制を導入すると連立政権になるのではないかと指摘しています。これについては、どう思いますか。

【トリミンガム氏】 その証拠はありません。オーストラリアは対案投票制で選挙をしていますが、連立にはなっていません。イギリスでは、今、小選挙区制において、連立政権になっています。かなり大きな第三政党があって、それで連立になっています。二大政党政治などというものはなくなっています。逆に、小選挙区制において、むしろ連立が常態化するような状況になっているのです。

【調査団】 今、No陣営の登録団体である NO2AV は費用の面を攻撃しているのですか。

【ゴーシュ氏】 費用の話に絞って攻撃してきているのは事実です。No陣営は対案投票制を導入するなら、高価な「カウンティングマシン」が必要だとか言っているが、これはうそです。

【調査団】 日本では、政府が衆議院での小選挙区制を拡大しようとしています。政治家やジャーナリストはイギリスで小選挙区制が上手く機能していると考えていますが、これは誤っていますよね。

【トリミンガム氏】 その通り、うまく行っていません。

【調査団】 活動家に若い人が多いが、何故ですか。どういう思いで加わっているのですか。

【トリミンガム氏】 伝統的にイギリスの政治運動は若い人がやることが多かったのですが、理想に燃えている人が若い人に多いのではないかと思います。選挙制度改革

革国民党全体のミーティングになると、もっと若い人が多いですよ。主として、20代の人が多いですよ。若い人は、理想に燃えている人が多いですからね。

【調査団】イギリス全体の投票率が下がっていますが、この国民投票での投票率はどうなると思いますか。

【トリミンガム氏】私たちは、人々に投票が本当に機能するところを見てほしいし、そうなったら、それは人々にとって恩恵のあることですし、影響力という点で重要ですから、投票率は上がってほしいと思っています。また、上がると思っています。ただ、その保証があるわけではありません。私たちの国では、(オーストラリアにあるような)強制投票の制度はありません。また、とにかく、多くの人々が政治や政治家に関しては幻滅しています。しかし、もし、新しい選挙制度になって、投票された票が全てカウントされていると感じることになれば、もっと人々は投票しようという気持ちになるでしょう。

【調査団】日本では、どの政党も支持しない無党派層が増えていますが、イギリスでは、そういう無党派層は増えていますか。

【トリミンガム氏】無党派層というのは、あまりいません。イギリスの選挙制度では、たとえ対案投票制であっても、無党派候補というのは余地がありません。というのは、どんなに小さくても政党を組織することが多いからです。完全な無党派というのは、まれに2・3出てくる程度です<sup>1)</sup>。

【調査団】選挙改革協会は、今は、選挙制度改革が中心課題にくるようになって注目を集めてきています。しかし、1950~60年代の二大政党が非常に強かった時代は、大変だったと思いますが、そのころは、どのような思いで運動を続けてきたのですか。

【トリミンガム氏】そこについては、わかりません。ただ、いつの時代も人々は自分たちの声を反映させたいと思っているし、よりよい政治を求めてきたと思う。たしかに、1950年代、60年代は、たいへんな時期だったと思うけれど、信念をもって

---

1) なお、イギリスの世論調査では、「もし、明日に総選挙があれば、どの政党に投票しますか」という言葉で尋ねることが多いので、日本で言う無党派層は、数字上現われ出てこないことが多い。ただし、質問の仕方を変えれば、日本の無党派層に近い存在があるという研究もある。なお、政党支持の強さを測る政党帰属意識の強さが低下していることは、イギリスでもたびたび指摘されている。

### イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

やってきたのだと思います。今は少し注目されるようになってきたけど、そんなに人気があるわけじゃないではありません。今でも、大きな争点とはいえません。人々は日々の雇用や医療、そして教育の方にやはり関心があります。ただ、今回、改革に成功すれば、人々も重要性を認識してくれると思います。

【調査団】 少し驚いたのですが、今日の会議では、労働党 Yes の人が来て、報告していましたが、自民党の人はいないのですか。

【トリミンガム氏】 自民党は常に選挙制度改革の議論には積極的なので、来てもらうまでありません。私たちとしては、全ての政党に参加してほしいと思っています。労働党は割れているので、労働党の中で Yes の運動を広げてほしいので、労働党 Yes の人に来てもらっています。保守党は主として選挙制度改革に反対なので、保守党からも来てもらっています。保守党のなかにも保守党 Yes を作ろうとしています。

【調査団】 選挙改革協会は、世界的な選挙の状況に詳しい選挙改革国際サービス Electoral Reform International Service (ERIS) を持っているので聞きたいですが、日本では、6ヶ月前からビラまきやポスターの掲示は大幅に制限され、戸別訪問をするのも、インターネットで選挙をするのも禁止されていますが、これについては、どう思いますか。

【チャイルド氏】 それは非常に驚きです。数日前から禁止される国はあって、それもよくはありませんが、6ヶ月も前からというのは非常に驚きです。それらは、ヨーロッパを中心に東南アジアやアフリカなどで運用されている選挙制度整備のための国際的規準に、明らかに反しています。

## 第五章 アンロック・デモクラシーへのインタビュー

「厳しい議論をして、対案投票制の支持を決めた」

アンロック・デモクラシー代表 ピーター・フェイシー氏  
財政担当 サシール・アフィム氏

アンロック・デモクラシーは、1988年以来イギリスの「成文憲法」を求めてきた「憲章 88」と、市民団体「新政治ネットワーク」の統合によって、二年

前に誕生した。「憲章88」は、超党派の政治家や学者を中心に組織され、民主主義の問題を中心に、常に改革の議論を理論的にも運動的にも、リードしてきた。また、その影響力は大きく、クワンゴ（特殊法人）改革や上院改革、選挙制度改革など、彼らの運動もあって軌道に乗ったものが多くある。また、出版活動を熱心に続けてきた。その提言は注目され、「憲章88」に参加した学者たちは、議会の特別委員会などで何度もその成果を紹介してきた。彼らがイギリスで成文憲法を求める理由は、イギリスには成文憲法がないため、違憲立法審査が難しく、人権や民主主義を守る防波堤が強くないと考えているからである。選挙改革協会と並んで、下院の選挙制度改革には熱心な団体である。

【調査団】 イギリスでは、5月5日に小選挙区制廃止・対案投票制導入の国民投票を行うことになりましたが、イギリスの小選挙区制のどこが悪いのですか。

【フェイシー氏】 たくさんあります。選挙制度についていえば、小選挙区制は二大政党だけが主として存在している場合に限り、機能してきました。しかし、多くの党が有力化ってきて、多党化してくると一気にギャンブルになってきます。1950年代は98%の人が二大政党に投票していて、87%の選挙区で、50%以上の得票率で当選していました。しかし、2010年総選挙では、68%の人しか二大政党に投票していないし、3分の2の議席では50%以下の得票率で当選しています。したがって、民衆を代表していくなくても議席が得られるし、政権を作ることができます。

今回の国民投票は、比例代表制に向かうような方向で行われるのではなく、多数決主義的な方向で行われます。対案投票制は、私たちにとって、いくつか意味のある方向があると思っています。これは、個々の議員や候補者が彼らの選挙区で過半数の票を取らなければいけないのです。その結果、自分たちの政党支持者だけではなく、それを超える支持を集めなければならなくなります。もう、25%とか、30%で当選することはできなくなるわけです。今的小選挙区制では、別に過半数の支持を得る必要もなく、最大多数の少数派の票で当選に足りるのです。ですから、もし、議員が安全区にいれば、40%くらいの得票で当選できます。なぜなら、相手はいくつかに分かれますから、それで十分なのです。

また、イギリスでは、競争的な選挙区が少なく、有力政党は地域ごとに強弱が決まっていて、国は分裂している状態です。様々な調査によれば、3分の2くらいは完全に安全な選挙区で、結果はあらかじめ決まっています。約3分の1の選挙区のみが実際の選挙戦の戦場になっているだけです。去年の選挙でも実際に争われてい

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

た議席は100議席くらいです。そのごく少数の有権者の動きで、結果が決まってしまうのです。

私たちの調査結果では、さらに悪いことに、その結果、その少数の有権者の選考にあわないと判断されると、低所得者向けの住宅政策や環境政策などが争点からはずされることになり、そういう争点を重要視する有権者の選択肢を狭めることになることが分かっています。たとえば、こんな現象があることが分かっています。（イギリスの選挙運動の主な手段である）戸別訪問で、緑の党の支持者が「私は緑の党の支持者です」というと、「あなたが緑の党に投票すると、保守党の候補者が当選してしまいます。保守党を止めるために労働党に入れて下さい」というようなことが言われます。対案投票制になった場合は二位票が生かされるので、まず、自分の支持している政党に投票した上で、保守党を止めるための投票もできます。

【調査団】 日本では、多くの政治家やジャーナリストはイギリスの小選挙区制は良い制度で上手く機能していると考えていますが、こういう理解は間違いですか。

【フェイシー氏】 もちろん間違いです。そもそも、世界的に見ると小選挙区制から離れる傾向があります。その理由は、小選挙区制をやっている国々ではそれに反対する勢力が運動を展開しているからです。逆に、小選挙区制から離れた国で、小選挙区制に戻す運動は管見の限りではありません。イギリスでも、アメリカでも、かつてのニュージーランドでも、小選挙区制の国には有力な反対運動があります。そういう意味で、小選挙区制は不幸な制度だと思います。

【調査団】 対案投票制はよりましな制度だと思いますが、単記移譲式投票のような比例代表制を目指している人もいます。率直なところ、ベストな選挙システムは何だと思いますか。

【フェイシー氏】 それは国によるのではないでしょうか。その国が持っている問題にもよると思います。特定の答えはないと思います。私たちの組織の話で言えば、民衆が決めるのが大事で、選挙制度を政治家が決めるのは良くないという一致点はあります。カナダのブリティッシュ・コロンビアでやっているような市民集会で物事を決めるというのが、一番理想的なことだと思っています。

【調査団】 イギリスでは、650から600に下院の定数を削減することになりましたが、定数削減についてどう考えますか。

【フェイシー氏】 イギリスの議会のサイズで言えば、他のヨーロッパと比べれば、

かなり多いという意見もあります。イギリスは中央集権的な国です。確かに、フランスやドイツと比べると、多いわけではありません。

私たちは、下院のサイズを小さくすることについて反対はしていません。支持しているという意味では、上院議員の数を減らすのは支持しています。心配なのは、もし、副大臣などを含む閣僚の数を減らさずに下院の定数のみを削減するなら、ペイ・ロール票<sup>2)</sup>の影響力がますます巨大化することです。定数削減に反対しないのは、「小さな政府」的な意味ではなく、イギリスの政治は非常に中央集権的で、それを何とかしなければならないと思っているからです。内閣も議会も大きすぎます。それを減らして、もっと地方議会やコミュニティに権利を与えなければなりません。ただ、現在の100を越える閣僚数を維持したままで、定数を減らしてしまうと、政府の力が強くなってしまい、それはよいことではありません。むしろ、閣僚数を減らして、議会でしっかりと議論をさせ、下に権限を下ろしていくことが、一番大事だと思います。

【調査団】議員は国民の代表ですが、代表を減らしても、中央集権化を弱めることが必要ですか。

【フェイシー氏】必要だと思います。議員の一つの仕事は政策を決めていくことです、もう一方で、選挙区からの様々な要求を政府の様々なレベルにつないでいく世話役の仕事があります。しかし、これは本来、地方政府の仕事です。私たちは、下院議員たちには、法案の審議や立法者としての仕事を一生懸命やってほしい。今まで8万人に一人あたりだった下院議員が10万人に一人くらいになったとしても、代表の質という点では、あまり大きな影響はないと思います。バランスの問題だと思います。

【調査団】イギリスの選挙制度改革について、対案投票制については最初の一歩にすぎない、という人もいます。単記移譲式投票を目指す人もいます。あなたはどう考えますか。

【フェイシー氏】もし個人的に選べと言われば、対案投票制は選びません。組織の方針としても違います。しかし、2年前に組織内で議論し、投票をした中で、対案投票制は一つの選択肢であることは確認しました。そういう選択をした理由の一

---

2) 内閣の集団的責任で事実上造反が許されない固定票、閣僚には手当てが支払われていることから、この名前がある。なお、イギリスではこれが下院議席の140にものぼる。

#### イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

つは、私たちは選挙制度を変えるために長い闘いを続けてきたからです。改革の機会はそうあるわけではありません。そういう中でベターな選択をしました。もし、対案投票制よりももっとよい制度にする機会があればよいし、それを望んでいますが、それがないかもしれません。少なくとも、今の小選挙区制よりはベターな選択だと思っています。

【調査団】自分たちにとって、必ずしもベストでない制度の導入のために、運動をがんばれるのでしょうか。運動上の困難はないのでしょうか。

【フェイシー氏】対案投票制だから、熱心に運動できないということはありません。そういう難しいことは、2年前に議論しました。民主的な議論の結果、圧倒的多数で、運動をやることに決めました。実際、対案投票制のために熱心にやれない人もいます。No陣営に行ってしまった人々もいました。しかし、長く民主主義のためにがんばってきた私たちにとって、国民投票が行われるときに、サイド・ラインに傍観者としてたたずむという選択はありませんでした。私たちの運動は、民主主義をよりよくするためにあります。運動に関わらなければ、組織の存在意義がなくなります。また、私たちの運動は、民主主義に影響を与えてきました。その団体が傍観者になるということは、対案投票制は良くない制度だと言っているようなもので、それでは対案投票制さえ実現できません。そうなると、その先にさらにより良いシステムを求める現実的選択肢がなくなってしまうのです。

それと気をつけているのは、この対案投票制は次善の制度だととも、比例代表の方が実はよかったですということは、いわないようにしています。しかし、対案投票制を一番良い理想的な制度ともいわないようにしています。支持者もそうとは感じていません。より良いものとして熱心に実現に向けて運動しています。

【調査団】選挙制度改革国民投票が終わった後、もし実現すれば、その後、対案投票制支持派と比例代表支持派でもめていくということはありませんか。

【フェイシー氏】別に大きな問題にはならないでしょう。多くの人は比例代表制を求めておりし、10年は争点化することはないでしょう。他にも上院の改革、人権の問題、成文憲法の問題など色々な争点があって、そっちの方もやっていかなければならぬので、選挙制度は、しばらくは大きな問題になることはないでしょう。一回国民投票をやると10年くらいは次の争点にならないだろうから、そっちの争点に移っていくでしょう。

【調査団】 最近、イギリスの総選挙投票率は低下傾向にありますが、国民投票の投票率が下がって正統性が疑われる事態にはならないでしょうか。投票率上昇のためにどのような運動を行っているのでしょうか。

【フェイシー氏】 5月5日に国民投票を行う意味の一つは、その日に、スコットランドとかウェールズの議会選挙があり、イングランドの多くで地方議会選挙が行われるからです。投票率は35~40%になると思います。そんなに高い投票率ではないが、すごく低い投票率でもないでしょう。

【調査団】 地方議会の様々な選挙制度の経験は対案投票制導入の国民投票にどう影響しているのでしょうか。その結果として議論がしやすくなっている面はあるのでしょうか。

【フェイシー氏】 YesでありNoです。スコットランドやウェールズでは違うシステムをやっているから、小選挙区制が変えやすいとは言っても、それはスコットランドやウェールズ、北アイルランドなどに限ってのことです。人口の80%を占めるイングランドに関して言うと、地方選挙も含めて小選挙区制でやっているところが多くあります。だから、すでに多様な選挙制度がイギリスにあるといつても、それがあまり影響していません。それよりもなぜ対案投票制かというと、小選挙区制の維持論者でも、かろうじて許容できる小さなステップの所だからだと思います。だから、これはさらに改革したいという人々と、改革したくないという人々との妥協の産物なのです。誰も今回問われる対案投票制がパーフェクトなものだと思っていないし、しかも、対案投票制に関しては国内で試されたことはありません。

【調査団】 今度の選挙制度改革国民投票には、最低投票率はありますか。また、その議論はありましたか。

【フェイシー氏】 今度の国民投票には最低投票率はありません。しかし、そういう議論はありました。国際的な経験を見ると、最低投票率を設けるのはあまり良くありません。というのは反対派が反対をするのではなくて、棄権運動を展開するからです。その典型がイタリアです。イタリアはよく国民投票をやりますが、最低投票率が50%なので、不成立を狙った運動が展開されます。イギリスでは、スコットランドやウェールズ、ロンドンなどで、近年地方レファレンダムをやったことがありますが、すべて、最低投票率は設けられていません。私は、それが健全な民主主義の原理の一つだと思っています。今回、国民投票は地方選挙と同じ日に行われます。

#### イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

その地方議会では条例などを変える権限を持ちます。その同じ日に行われ、同じ投票率で国民投票が行われるのに、国民投票の側だけ最低投票率を設けて、不成立にするというのは、困難な問題です。

【調査団】 イギリスで百年以上前に小選挙区制が基本となったとき、そのときの政治文化として、極端な少数意見を排除することはよいことだという議論があったと聞いています。それは、今日でいえば、ブリテン民族党（BNP）のような人種主義的な政党を排除する意味であるかもしれません、同時に、その論理は、緑の党のような少数派にも同じように適用されてしまいます。そういうことについて、どうお考えですか。

【フェイシー氏】 まず、対案投票制も小選挙区制もどちらも、比例的ではないので、どちらの政党でも少数派に議席を与えるようなことになっていません。より比例的な制度を支持する人々の間では、全ての少数派の意見が反映されなくても、全体として反映されるべきだという意見もあります。その一方で、対案投票制でも少数派の意見が反映されるという人々もいますが、それに関して確たる証拠はありません。対案投票制を主として用いてきたオーストラリアを見てください。そこでは、あまり少数政党は議席を取っていません。ある意味では、イギリスよりも、大政党主導になっているという見方もできます。対案投票制では、議員はその選挙区で過半数の得票を得なければいけません。ですから、ブリテン民族党（BNP）のような極端な政党は、議席を取れないでしょう。それは制度による効果というだけではなく、要するに有権者の過半数が拒否するような過激な政党だからです。

一方、緑の党は議席を取ることは可能でしょう。二位票で労働党や自民党への投票者が支持する可能性があるからです。人種主義の政党は当選する見込みはありません。オーストラリアの経験では、主要政党の支持者は二位票のときに少数政党に投票するよりは、主要政党のなかで別の政党に投票する傾向があります。ですから、対案投票制は過激な政党の当選が可能になるような制度ではありません。ただ、ブリテン民族党（BNP）が当選するのに十分な支持を得るならば、その結果に、原理的に反対しません。私たちは、何よりも民主主義を支持します。

【調査団】 ある人々は、対案投票制の下では連立政権が増えると指摘していますが、連立政権が増えるということについては、どうですか。

【フェイシー氏】 対案投票制が連立を多くするかというと、Yesとも言えますが、はっきりとした根拠はありません。実際、Yesの方も、Noの方もそういう言い方

はしていません。例えば、アメリカは大統領制なので別として、小選挙区制を採用しているインドやカナダやイギリスの3カ国では、小選挙区制の下でも、連立政権になってきた歴史があります。イギリスは第一次世界大戦以降、6回のハング・パーラメント（単独政党の過半数が取れない議会）がありました。逆に、対案投票制でやっているオーストラリアは単独政権です。単純な関係があるわけではありません。

学者たちの議論では、今後対案投票制を取るか、小選挙区制が残るかにかかわらず、投票のパターンが根本的に変わらない限り、連立政権は増えていくだろうという指摘があります。というのは、政党がどんどんイギリス国内で棲み分けを強めていることで、私たちは実際のところ、もう二大政党などは持っていないわけです。インドでもカナダでも連立ができるのは、地域的な（ケベック等）ところが力を持っているからです。そういうところで単独政党が勝てないから、連立になるのであって、それは同じことがイギリスにも言えます。

個人的には、連立政権一般には賛成ですし、それを生み出す制度にも賛成ですが、対案投票制がそれを生み出すということはいえません。実際、よく聞かれますが、そのたびに、私は、対案投票制は連立政権を生み出す制度ではないと説明しています。

【調査団】 アンロック・デモクラシーという組織の特徴について、教えてください。

【アフィム氏】 アンロック・デモクラシーは、イギリスの市民団体の中では、大きな団体からの財政的支援にあまり頼らず、半分以上の資金を個人から集めているという点で珍しい団体です。私たちは個人会員を増やして、そういう人の意見を聞いて運動を進めていくスタイルを取っています。現在、会員は5000人くらいいます。一つか二つかの大口の寄付者はいますが、12~24ポンドの会費を集めるのが中心です。

その他は助成金の申請などを行っています。リベラル系の基金である「ジョセフ・ロントリー基金」<sup>3)</sup>の助成も一部受けています。しかし、それよりも大事なのは、個々の会員からの寄付金で、そのような寄付金で運営されています。今後は会員か

---

3) ジョセフ・ロントリー基金は、ビジネスマンであり、篤志家であったジョセフ・ロントリー（1836~1925年）によって始められた基金である。ロントリーは貧困の改善や社会改革に関心を持ち、積極的にそれらを支援してきた。今日でも、社会改革を目指す活動や研究に多くの資金を提供している。なお、邦訳では「ラウントリー」と記載されている例も多いが、発音的にはロントリーが正しいので、そう記載した。

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

らの寄付で活動費の90%くらいを賄うようにしたいと思っています。

寄付者は寄付をしても税金の控除があるわけではありません。チャリティーの団体として認められると寄付者は税金の控除を受けられるのですが、私たちは政治を変えるために運動していますので、チャリティーには該当せず、寄付者は控除を受けられません。しかし、政治活動は私たちの本意であるので、それでよいと思っています。

【調査団】 アンロック・デモクラシーの企画は、著名な政治家やジャーナリストが参加していますが、どうやって組織しているのですか。

【アフィム氏】 アンロック・デモクラシーの賛同者が様々な選挙区にいるので、そこから政治家に働きかけます。政治家たちは自分たちの支持を気にするし、会員や賛同者にEメールを出して政治家への働きかけを行うように呼びかけています。現在、そのようなEメールの送信先が1万2000人くらいあります。

【調査団】 組織拡大の方法について。どうやって寄付者を募るのですか。

【アフィム氏】 まずは、活動内容を評価してもらっていると思っています。参加者に企画などに参加してもらって有意義だと思ってもらうと同時に、その場合には、積極的に寄付を募ります。理論的な成果に関しては、出版活動もよくやっています。私たちはイギリスの組織ですが、民主主義のために運動するということは、普遍的な意義がありますので、今、民主化問題や体制変動で話題となっている北アフリカの人々などとの協力を広げたいと思っています。もちろん、日本の皆さんとも協力し合えるとよいと思っています。

## 第六章 労働党 Yesへのインタビュー

「マッチョな小選挙区志向が問題」

労働党 Yes ジェシカ・アサト氏

労働党は昨年まで、政権与党で、二大政党の一角を占めてきた。その労働党のなかで、小選挙区制廃止・対案投票制導入賛成派の団体が労働党 Yes である。アサト氏は、その責任者である。ただ、労働党は党としての意見はまとまっていない。アサト氏の祖先は、沖縄からのハワイ移民で、日本には親しみ

を持っていると話してくれた。ちなみに、2011年国民投票では、党首エド・ミリバンドや党幹部たちの多くは対案投票制支持の立場で運動を行った。

【アサト氏】 まず、全体的な話として、イギリスは小選挙区制を200年ほど使ってきました。労働党は今まで何度か選挙制度改革を進めてきましたが、政府としては、それを成就することはできませんでした。自民党や、その前身の自由党は、ずっと選挙制度を比例代表にするために、頑張ってきました。しかし、第三党だったということもあって、結果には結びついていませんでした。トニー・ブレア政権の初期の段階で、私たちはジェンキンス委員会を作って、かなりの議論をしました。というのは、1997年総選挙マニフェストで比例代表制の検討をするということが書かれていたからでした。その結果、98年には対案投票制プラス（対案投票制と比例代表制を組み合わせた制度）を導入することで合意をしました。対案投票制においては、依然として一つの選挙区で一人の議員と言う関係は保ちつつも、追加で比例代表を入れるという制度です。

ただ、ブレア自身は選挙制度改革をやる気はありませんでした。というのは、彼の気持ちの中には比例代表制はなかったので、それを情熱的に推し進めることはありませんでした。選挙制度改革を求める運動家たちは何度も実行を求めましたが、かなわず、非常に落胆しました。しかしその後、2009年になって、党内左派の「コンパス」や、ブレア派が集まる「プログレス」などでも、運動家たちがゴードン・ブラウンに選挙制度改革を促す運動を行った結果、制度改革の気運が高まり、2009年に労働党の党大会で当時の首相ゴードン・ブラウンが演説をして選挙制度改革の国民投票をやるという方針を明確化しました。ただ、そこでの対案は、比例代表制ではなく、対案投票制でした。それは、私たちにとっての勝利だと思いました。

2010年の総選挙で労働党は政権を失いましたが、同時にどこの政党も過半数を取れないハング・パーラメントの状態になりました。小選挙区制の下では、あまり起こらないことですが、1974年に起こったことの再来と言えます。

選挙の結果、保守党と自民党の連立政権が発足しました。そして、自民党が保守党に対して連立政権の条件として提示したのが選挙制度改革だったのです。自民党にとっては、対案投票制はあまり望ましいプランではなく、本当は単記移譲式投票がよかつたのですが、選挙制度改革を望まない保守党との妥協の結果、対案投票制導入の賛否を問う国民投票を行うことになりました。対案投票制は、保守党にとってあまり変化がなく、その賛否を問う国民投票が、保守党にとって最大限の譲歩だったのです。

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

労働党では2010年の総選挙が終わった後に党首選挙がありました。私はデービット・ミリバンドを応援したのですが、惜しいところで当選しませんでした。党首選挙のほとんどの候補者は選挙制度改革を支持していました。当選して党首になったエド・ミリバンドも改革を支持していました。しかし最近、ミリバンドはこの問題にあまり熱心ではありません。なぜなら、労働党の中にも依然として二大政党制に幻想を抱く人がいるからです。

しかし、現実には時代が変わって多党化が進んでおり、二大政党制の時代はもう終わっています。労働党内でも、そういう認識がしっかりできていない人も多くいます。私はそのような観点から自分の活動を頑張っています。この運動については、選挙改革協会や、リベラル系の「ジョセフ・ロントリー」という団体からお金が出ています。50人ほどの人々を雇って、労働党自身を変えるために運動しています。まず、法案を通すと言うことでがんばって、これは先週、貴族院を通り成立しました。

闇いの現状ですが、選挙制度改革を否定する No 運動は裕福で、保守党を支持する人たちが多くいます。例えば、ビジネスを背景にした人たち、反ヨーロッパの活動をして影響力のある人たちが多いです。また、「タックス・ペイヤー・アライアンス」という小さな政府論の団体が沢山のお金を出して運動を行っています。彼らのトップが NO2AV を運営しています。主として広告に力を注いでいますが、非常にショッキングなネガティヴ・キャンペーンを中心に行っています。

私たちが対案投票制を推進する理由（目標）は議員が有権者との結びつきを強めてほしいということにあります。イギリスの小選挙区制の現状は当選する議員の3分の2は50%以下の得票率で当選しています。そのような議員たちがもっと、現状では自分に投票していない他党の支持者との対話をすることを強化するように、対案投票制を推進しているのです。今の選挙は中核的支持者だけで結果が決まってしまって、取り残されてしまっている有権者が多いのです。選挙運動でも、そういう中核的支持者の票を確保するだけで終わってしまうのです。

対案投票制を推進する二番目の理由は、有権者の選択の幅を広げることです。特にイングランドの南部などは労働党の候補者が当選する見込みがないために労働党の支持者が自民党に投票している現状があります。イングランド中部のミドル・クラスの保守党投票者たちは、労働党を落とすために、自民党に投票しています。対案投票制を導入すれば、彼らはイギリス史上初めて、本当の一位票を、自分の選択した政党に投票することができるわけです。そして、二位票でより戦術的で現実的な選択もできるわけです。そういう所に対案投票制の良い面があると思います。

対案投票制を推進する三つの理由として、小選挙区制は死んでいるシステムだからです。IPPR(労働党系のシンクタンク)の報告では、小選挙区制は壊れたシステムだと述べられています。小選挙区制がよいという場合の論点の一つには、小選挙区制は、強い一つの政党による安定した政権ができることがあります。しかし、昨年、総選挙でどの政党も過半数を得ることができなくて、そういうことが必然ではなくなっているのです。というのは、昨年の総選挙では、かつてないほどに、労働党や保守党と言う二大政党に投票している人が少なくなっている現状があります。全体のおよそ3分の2だけです。3分の1の投票者は、その他の政党に投票しています。自民党以外でも、スコットランドやウェールズの地域政党に投票している人もいます。

また、今日、小選挙区制は競争のないシステムになってしまっています。ほとんどの選挙区が「安全区」になっていて、人気のない人でも、「安全区」で候補者になれれば当選してしまいます。結局の所、一部の激戦区の浮動票、それは投票者全体の1.6%の人々だといわれるのですが、その人々の動向で政権が決まってしまうと言われています。選挙戦では、この1.6%の人々の支持を動かそうとして、人も金も時間もつぎ込まれ、それ以外の人々の声は無視されてしまっています。このような「民主主義の赤字」の現状があるのです。

対案投票制を推進する最後の理由は、政党のトップ・ダウン的な考え方をただすことです。労働党では、激戦区における極少数の当落を左右する人々に様々な資源を集中させてきましたが、その結果、大部分の人々の意見は聞いてもらえなくなってしまいました。労働党を支持しない人や、ブリテン民族党(BNP)支持者とか緑の党支持者の声も反映されていません。もう一つは先ほど述べた1.6%の人々によって、政治が振り回される現状もあります。そういう浮動票の人々は、裕福で、右翼的で、右派系の新聞を読んでいて、出世欲にあふれる傾向があります。80年代のサッチャーもそうですし、トニー・ブレアも上手くその流れを引き寄せたので政権を取りました。そして今はまた、右の方に流れが戻ってきています。そういう少數の浮動票を得ようとして、政治全体が歪められてきています。私たちは、労働党が1.6%の支持に躍起になるのではなく、残りの98%以上の人々の声を聞くようにしたいと思っています。例えば、労働党は貧しい人々を救うために累進課税を強化していく必要がありますが、そういうことをやろうとしても、1.6%という一部の人たちの動向を非常に気にしなければならないから、なかなか全体を見渡すことができません。対案投票制を導入することで、議員たちは違う政党の支持者たちにも目を配らなければならなくなります。それによって無視されていた人たちの意見が

再び注目されるようになるのです。

No キャンペーンに関する話ですが、彼らの言い分は、対案投票制は制度が複雑で、お金かかる、連立政権が永続的に続いてしまう、それと今では嫌われているニック・クレッグが望んでいるということです。

最初の「制度が複雑だ」という点ですが、これは間違いで、オーストラリアでは現にこの制度が運用されていて何の問題もありません。イギリスでも「エクス・ファクター」という有名なテレビ番組で頻繁に使われているシステムなので国民は制度に親しんでいます。分からないから、投票率が下がると言う人もいますが、それは逆だと考えています。なぜなら、今まで無視されてきた票が考慮されるようになるからです。

費用がかかるという点について、対案投票制にすると当選者を確定するのに電子計算機で集計しなければならないので機械の導入にお金かかるという批判がありますが、オーストラリアは今でも手作業でやっていますので、問題になりませんし、まったくおかしい議論です。お金かかるなら、そんなお金は医療や教育に使うべきだと言う批判もあります。

対案投票制を導入すると永続的に連立政権が続く、ということも、完全な嘘です。対案投票制は、比例的なシステムではなく、多数決主義的な制度です。どちらと言うと、反比例的要素は悪化する傾向があります。例えば2005年の総選挙の結果について、対案投票制に基づくシュミレーションをすると、労働党は過半数を小選挙区制の下でも持っていたのですが、対案投票制ではそれを上回る議席が獲得できていたはずなのです。対案投票制が連立政権を生み出すと言うのは嘘です。

イギリスでは、政党同士が協力し合うことを歓迎することはありますが、裏舞台で連立ができたり、マニフェストの約束がすぐに妥協して捨てられたりすることは嫌います。対案投票制で、そういう風になると言うのは、嘘です。保守党党首のキャメロンと自民党党首のクレッグは2月18日に正式な態度表明をしました。キャメロンはNoで、クレッグはYesです。公式な運動のスタートは3月末になりますが、Yesの方は草の根の人々が運動の中心になります。特に2009年の議員経費スキヤンダルを受けた草の根の怒りがあって、そういう人々がYesの方を支持しています。

この議員経費問題と言うのは、実際のところは、地方選出下院議員のロンドンでの費用として認められてきたのですが、国民の非常な怒りを買いました。このようななかで、政治に信頼を取り戻すべきだと言う草の根、とくに若い人々が中心になっています。逆にNoの方の運動は非常にトップ・ダウン的で、右翼的でネガ

ティヴ・キャンペーンを多く使っています。彼らは嘘をついたりしていますが、私たちはこの運動に勝つでしょう。

【調査団】 日本では、多くの政治家やジャーナリストはイギリスの小選挙区制が良いシステムで上手く機能していると信じていますが、それは間違いだと思いますか。

【アサト氏】 間違います。今日、小選挙区制はうまく機能している制度ではありません。イギリスでは50年代、60年代は小選挙区制がうまく機能しており、投票率も80%くらいだったので、そこでの投票動向が結果を決めていました。しかし、1980年代以降、投票率が下がり、二大政党に投票する人が少なくなっていました。民主主義では「正統性」が大事な要素ですが、そのような状況の中で、小選挙区制は制度としての正統性を失っていました。最近、有権者登録をしない人や、有権者の中でも投票しない人が増えていますが、そうなってくると、小選挙区での勝者に投じられた票は、有権者全体のなかでは非常に少なくなっている現状があります。

【調査団】 イギリスには選挙改革協会など、単記移譲式投票を含む比例代表制を目指す団体がありますね。比例代表制についてどう思いますか。

【アサト氏】 選挙改革協会は、今は、対案投票制のために運動をしています。私は、単記移譲式投票のような比例代表制がベストだと思っています。私たちの仲間も比例代表制を支持しています。しかし、比例代表制を実現するためのファーストストップとして今回の国民投票を位置づけることができます。イギリスという国は政治に関しては、勝者がはっきりするマッチョな思考の国です。これは一つには、イギリスが小さな国ながら大英帝国といわれる多くの植民地を持っていたからかもしれません、あまりそのような思考にとらわれる必要はないと思います。

イギリスでは、政治が極めて党派的で、労働党の人々は保守党の人々が大嫌いで、保守党の人々は労働党を「共産主義者だ」と決め付けてきます。他のヨーロッパ諸国の政治は、もっとリラックスしていて、白黒つけません。それで良いのではないかと思います。最近、イギリスのマッチョな政治は、古いタイプの政治として民衆から嫌われています。最終的には比例代表制を実現するのが望ましいと思いますが、その過程として今回の国民投票を位置づけることができるし、地方の住民投票はともかく、イギリスの国民投票をやるのは、1975年のEC問題以来、数十年ぶりのことなので、非常に重要なと思います。

【調査団】 今の連立政権はともかく、連立政権一般についてはどう思われますか。

#### イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

【アサト氏】 それはとても難しい質問だと思います。まず、今の連立政権についてお話しますと、自民党は、イラク戦争反対や、非常に市民の権利を守ろうとしてきたし、潜水艦核ミサイルなどにも反対してきました。つまり、労働党より左と言う路線です。それが今、自民党は保守党と連立したことによって、保守党の右派的な政策に協力させられています。例えば、大学の学費三倍値上げや、VAT（消費税）値上げなどです。また、税金で運営されている NHS（イギリスの無料医療サービス）が、今、民間企業の食い物にされています。民間企業は、その税金を利益にしているわけです。

その一方で、ことごとく政府支出のカットが行われています。さらに、あなた達は法律家だから重要性は分かると思いますが、政府は真っ先に、貧しい人向けの法律扶助の予算をカットしました。悪い家主に法外な家賃を取られている借家人が訴訟を思ったときに頼る予算が徹底的に削られているのです。そういう現状を見ると、理念的には連立政権を支持しますが、現在の連立政権は支持できません。連立政権にはもっと違う理想があると信じたいですね。そうですね。労働党と自民党の連立の方がうまく機能すると思います。

【調査団】 今、保守党と自民党が連立を組んでいますが、両党が対案投票制の二位票について協定を結んで選挙運動をしたら、労働党は危ないのではないかですか。

【アサト氏】 それは、そういう協定はできないと思います。また、そのような協定ができたとしても、自民党の今の支持率から考えて、あまり影響力のあるものにならないと思います。それに、もともと、自民党の支持者の非常に多くの部分が、労働党に二位票を投じる可能性があります。さらに、クレッグの保守党との連立と言う選択が自民党に非常にダメージを与えてるので、自民党の支持者はそんな協定に従わないでしょう。一方、対案投票制になると、緑の党に一位票を入れる人はかなり増えると思います。また、そういう人の二位票は労働党が期待できる、という意見があります。スコットランドでも SNP（スコットランド民族党）の支持者の二位票は労働党が多いのです。労働党は対案投票制で得るところは大きいと思います。むしろ、私が心配しているのは、もし、今度の国民投票で対案投票制推進派が敗れた場合に、小選挙区制の下で保守党と自民党が選挙協定を結ぶことです。しかし、イギリス国民はそういう政党同士の取引で政治が動くことをとても嫌うので、それも結局上手く行かないと思います。

【調査団】 国民投票の法案のなかで、下院の議員定数が 650 から 600 に削減される

ことになりましたが、それについてどう考えますか。

【アサト氏】 議員定数削減については、非常にひどいやり方でした。労働党は反対しました。そもそも自民党は議員定数を580に減らしたくて、保守党は550に減らしたかったのですが、最終的に何で600になったのか、理由は全く説明されていません。労働党の場合、非常に貧しい地域が強くて、そういうところは投票率が低く、有権者登録率も高くありません。保守党の強い地域は裕福な人々が多く、投票率が高くて、有権者登録率が非常に高くなります。ですから、労働党の強い貧しい地域は有権者が少ないのでなく、政府が把握できていないのです。にもかかわらず、その有権者登録の数をもとに、選挙区のサイズを均等化しようとしています。そうなれば、労働党の強い地域は議員を減らされます。これは間違います。

そもそも、イギリスの選挙区割りは、独立した選挙区割り委員会が地方の公聴会等もやって、全ての政党と相談しながら、決めてきました。政治家が独断で決めてしまうと言うことはしてきませんでした。しかし、今回はその手順が全くふまえられず、完全に政党政治の論理だけで上から法案が出されて決まってしまいました。非常にひどいやり方です。

【調査団】 労働党では、デイヴィッド・ブランケットや、ジョン・プレスコットのような元閣僚が対案投票制導入に反対していますが、どう思いますか。

【アサト氏】 彼らは、間違っています。彼らの多くは下院議員を引退して、貴族院議員になっているほどの古い世代で、古い考え方でやってきましたが、これからは新しい考え方でやっていかなければなりません。連立政権についても、今は上手くいっていませんが、イギリス政治が連立政権に慣れておらず、連立政権の使い方を上手く分かっていない側面があって、今後は、連立政権にも上手く対応していく必要があります。実際、エド・ミリバンドや、デイヴィッド・ミリバンド、ゴードン・ブラウンやピーター・マンデルソンやトニー・ベンなど、非常に広範な上の世代の政治家も対案投票制を支持してくれています。

対案投票制に反対している貴族院議員たちなんかは、拳なんか握り締めてしかめっ面という感じで、それはバイバイという感じです。これからは、新しい世代の時代です。昨年の総選挙は1983年以来に30%得票率を切りました。まさに、これから立て直さなければいけないわけで、新しい思考が必要となります。小選挙区制を壊して対案投票制にすることは、小さな一步ですが、そのシグナルになります。

## 第七章 ディヴィッド・キャメロン首相・保守党党首演説（全文）

2011年2月18日

国益のために、連立ができてから、9ヶ月が経ちました。その間、ニック・ケレッグ副首相（自民党党首）と私は、国の刷新のためのプログラムに関してキーとなる要素に合意できたことを確認しました。赤字を削減し、私たちの財政への責任を回復することから、ビジネスをバックアップし、富と雇用を創出することを助けることまで、そして、ホワイトホールから個人、家庭、コミュニティへと権限を再配分することにいたるまでです。

そして、私たちは、様々な方法で、このアジェンダを実現しようとしてきました。党派的な議論ではなく、合理的な議論をし、新聞の見出しを取るための発言ではなく、合理的な発言を心がけました。私たちの間で意見の違いがある場合には、怒りではなく、互いの意見を尊重していました。

今日お話したいのは、そういう相違点のうちの一つです。この3ヶ月に満たない間に、この国は、小選挙区制から対案投票制に選挙制度を変えるか否かに関して、決めることになります。ニックは、私たちがそうすべきだと信じ、Yes投票への運動をしています。だから、私たちの間には、まさに意見の違いがあるのです。この点に関して、私はニックには同意できません。しかし、ここには緊張へつながる原因はありません。それは、連立を壊すものではありません。選挙制度がどのように機能すべきか、という信念より以上のことにおいて、より重要な信念を共有しています。それは、民主主義と人々の声が聞かれるべきであるという信念です。ひとつたび、票が投じられ、決定が行われるならば、私たちは、このレファレンダムの結果を受け入れ、国益のために共同し続けるでしょう。

しかし、この国は、非常に重要で、将来を決める投票に直面しています。ですから、今日、私は、対案投票制が完全に間違ったシステムだということを説明したいと思っています。なぜ、それが私たちの政治にとって悪いのか。なぜ、私たちの民主主義にとって悪いのか。私にとっては、対案投票制には三つの大きな問題があると考えています。

一つは、アンフェアな結果へといたるであろうからです。二番目は、不明確な選挙制度だからです。三番目は、受け入れられない政治システムを意味するからです。それぞれについて、説明させてください。

第一に、対案投票制はよりフェアで、小選挙区制より、より比例的なシステムであるという神話です。対案投票制を支持する人々は、それが全ての投票が考慮されることになるだろう、そして、安全区を終わらせ、小さな政党を促進することになるだろうと、主張しています。また、その最終的結果は、民衆の意思をよりよく反映できると主張しています。全ての点で、それは、事実ではありません。対案投票制は、全ての票を考慮しないのです。現実は、一部の人々の投票のみが考慮されるのです。対案投票制の下では、本来的なアンフェアさがあります。人気の低い政党の支持者は、結局、選挙の結果を潜在的に決めるために、彼らの投票が何回もカウントされます。その一方で、人気の高い政党を支持する人々は、ただ一票のみカウントされます。

なぜでしょうか。第一位票でトップの主要政党候補者に投票した場合は、その投票者の他の選好はカウントされないからです。しかし、一位票で低位で削除された泡沫政党への投票ならば、その投票の他の選好はカウントされることになるからです。言い換えれば、その投票者はもう一票持てるわけです。なぜ、ブリテン民族党(BNP)などの小政党の投票者の票が、保守党や労働党や自民党の支持者よりもカウントされるべきなのか、私には理解できません。

全ての人が同じ比重の声と投票を持つという考えは、現行の選挙制度には深く位置づけられています。一人一票の原則は、私たちの民主主義をフェアにするものです。対案投票制は、そのことに真っ向から反します。ですから、対案投票制は、その支持者たちが言うように、全ての票を考慮させるものではありませんし、安全区を終わらせるものでもありません。もちろん、何人かの下院議員のウルトラ安全区は、「一生大丈夫」という精神を生み出し、彼らとてまた、一生懸命働くことができるとしても、説明責任を減じるという議論があります。しかし、対案投票制は、それに対する答えではありません。

昨年の総選挙で、225人の下院議員、つまり3人に1人が、はっきりとした過半数以上の票で選出されています。対案投票制は、これらの場所に何らの違いも作り出さないでしょう。対案投票制を使っているオーストラリアを見るならば、全ての議席の半分近くが「安全区」と考えられています。

また、対案投票制は、小政党の議席を取るチャンスを増やしません。逆に、それを難しくします。イギリス初の緑の党的下院議員であるキャロライン・ルーカス議員は、彼女の選挙区の31%を取っているに過ぎません。ウェールズやスコットランドの民族政党の議員たちも同じです。それらの政党の現職下院議員の誰も、彼らの選挙区で過半数票を上回っていません。これらの政党は、50%がハードルとなるな

らば，議席を維持することができるでしょうか。オーストラリアの例を見ると，違います。そこでは，小政党は難しい状況に立たされています。

それに加えて，対案投票制は，比例的ではないのです。選挙制度に関する独立委員会の座長をしていたロイ・ジェンkinsが言うように，「私たちの側にとって，対案投票制はその危険性ゆえ受け入れられないだろう。対案投票制は，反比例性を弱めるというよりも，むしろ強めるかもしれません」。

つまり，対案投票制は，1997年や2005年の労働党的地すべり的圧勝や，1980年代の保守党的地すべり的圧勝のような事態をより強めることになるでしょう。1997年の一つの例を見てみましょう。そのとき，保守党は31%の得票を得ていたにもかかわらず，獲得できた議席は25%だけでした。反比例的です。対案投票制の下では，さらに厳しくなります。ただ，15%の議席が獲得できる見込みだけです。これでは，さらに反比例的になります。単純な事実は，対案投票制は現行制度の本来の基礎を誇張し，今以上に労働党にとって有利を与えることになるかもしれません。

真実のところ，対案投票制推進論者は，ただ一つの点の理由を持っているだけです。それは，下院議員が投票者の50%の支持を得なければいけないということです。しかし，それさえ，うまく行ていません。50%の敷居は，カウントされる票にのみ適用されます。選挙で投票される全ての投票ではないのです。たとえば，投票者が投票用紙に一つの支持だけを書き込むことについて話してみましょう。多くは，対案投票制の下でも，結局そうです。もし，有権者が投票した候補者が削除されると，そのとき，この票は捨て去られ，考慮されません。考慮されるのは，ただ，50%までの最終ラウンドに行く票だけです。

ですから，この過半数は，完全に仕組まれています。勝者が潜在的な有権者の過半数を取ると言うよりも，破綻した集計システムのおかげで，勝者が最終ラインをようやく這っていくということです。この支持は，現実的な支持ではありません。受動的な仕方のない支持です。これが意味するところは，本当のところは望まれていない誰かが，嫌われ度合いが最小限であるからといって，勝利できるということを意味しています。それが意味するところは，必ずしも皆が同意するわけでもないことを発言する勇気ある人々が，政治から排除され，退屈で議論したがらない人々が勝利するということになるかもしれません。

それは，第二選択の議会ということを意味するかもしれません。三位で終わった誰かに金メダルを与えることを，想像できるでしょうか。もちろん，できません。

第二に，対案投票制は明確ではありません。小選挙区制には，見事なシンプルさがあります。投票所に行って，誰かの名前に×をつけて，それを投票箱に入れる。

最も得票の多かった人が当選します。それが対案投票制では、廃れてしまいます。人々が候補者に順番をつけて、誰かが50%に達するまで票を分配するということに、皮相なシンプルさはあります。

しかし、それより、もっと複雑さがあります。ここに、対案投票制がいかに機能するかに関して詳しい本からの引用があります。

「プロセスが統けば、残った候補者につけられた選好は、一位票で削除された候補者への投票者の二位選択ではない場合もあります。三人の候補者が削除された後、四番目の候補者が削除されるとき、一位票を四番目の候補者に与えた投票者は、その人の二位票、三位票、四位票が既に削除されている三人の候補者に投ぜられているかもしれませんのです。だから、彼女の五番目の選好が残りの一人の候補者に投ぜられている場合もあるのです」。

理解できましたか。私はできません。何回も読み返しました。誰でも理解できる制度を、一握りのエリートだけが理解できる制度に取り替えるべきだとは、私は思いません。それは、政治のコストを増します。官僚制の機構全体が、人々にシステムを説明するために作られなければなりません。あなたは、それを既に想像することができます。プロセス全体を監督する特殊法人が必要になります。メッセージを作るために草案を作るコンサルタントが必要になります。リーフレットが印刷され、広告が予約されます。記念碑的な時間、金、努力の無駄遣いが発生します。これらとは別に、全ての異なった結果と可能性を理解するために、電子開票マシーンを購入して導入しなければいけないかもしれませんし、それでも足りないかもしれません。

この複雑さは、また不確実性にも至ります。対案投票制においては、開票も長くなるということは、言うまでもありません。誰が勝ったのか、政府がどうなるのか、知るために、数週間かかる場合もあると言うことを意味します。昨年5月の総選挙には、投票は6日でした。7日には私たちは結果を知ることができ、その日から議論が始まり、12日に連立政権が組織されました。オーストラリアでは、昨夏、全体のプロセスは17日かかりました<sup>4)</sup>。

それは、また、ネガティヴ・キャンペーンを促しました。オーストラリアでは、政党党員が、投票所で「投票の仕方」カードで、説明しました。これらのカードは、

4) こここの17日間というのは、2010年オーストラリア総選挙のことを述べているのだと思われるが、オーストラリアの総選挙後に連立ができるまでのことであって、開票に17日かかったわけではない。

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

政党の世論調査要員の選挙用計算の産物で、人々に正確に各候補者に順位をつけるように言っています。それが、政治の実態です。人々は家畜の群れと言うよりは、働きハチとして何も分からずに、何故だか分からずに投票所順位をつけています。高い費用がつき、不確実で、投票所で演説をぶたれて導かれるシステムで、人々が惑わされることが、政治への信頼回復の最善手段だとは思いません。

第三に、私にとって重要なのは、対案投票制が政治をより一層説明責任の低いものにし、政権を変えることを一層難しくすることです。小選挙区制に関して、最もよい点を是非知ってほしい。小選挙区制は時として、無慈悲なほどに決定的です。小選挙区制は、機会を到来させるという特性があります。1979年が、そうです。1997年も、そういうえます。その時の政府を変えてしまう時があるのです。それ以上に強力なものはありません。ダウニング街に引越しトラックがやってくる事態になるわけです。それこそが、本当の説明責任です。本当の民主主義です。本当の民衆の力です。

対案投票制の問題は、この可能性を低めることです。どの政党も過半数が取れないハング・パーラメントが常態化するかもしれません。今、それは必ずしも悪いことではないと言う声があるかもしれません。昨年の5月に起こったように、それが国益のために政党を共同させることになる場合もあります。しかし、どの政党も過半数を取れない事態が増えると、政治家の間で、選挙の前後に、取引や駆け引きが、一層起こるようになるでしょう。政党が二位票で取り繕うことで、様々な選挙区で政党間の政治的ゲームが活発化するでしょう。そして、純粹な二位票による政府ができる事になるかもしれません。前回の選挙が対案投票制の下であったなら、ゴードン・ブラウンが今なお首相である可能性もあったかもしれません。たしかに、前回の選挙は、誰が勝者だったのかということに関しては、決定的ではありませんでした。しかし、誰が敗北したかと言うことに関しては、決定的でした。死んだ政権が余命措置で生きるどんなシステムも、政治における説明責任と信頼にとって大いなる後退です。

これら全ての理由のために、私は、対案投票制が間違ったシステムだと考えます。私だけではありません。真実は、対案投票制は誰も現実には望まないシステムです。私たちの国でも、海外でもそうです。

これから数週間、あなたは、Yes陣営の多くの人々が、いかに対案投票制を彼らが常に求めてきた改革であるかを聞くでしょう。私を信じてください。それは違います。Yes陣営の幅広いメンバーの一人は、かつて言いました。「すいません。私は対案投票制のファンではありません」。Yes運動に資金を提供している選挙改革

協会は、対案投票制を、「非常に穩健な改革」と呼び、対案投票制は「代表機関の選挙としては適しない」だろう、と述べています。労働党 Yes 運動を牽引しているベン・プラッドショウは、かつて、「私が改革を望む理由の一つが、政治に対する国民の信頼と自信を回復し、下院議員の説明責任を増し、人々により力を与えることであるとするなら、対案投票制はそれを実現しません」と述べました。昨年の四月、ニック・クレッグ（副首相・自民党党首）でさえ、対案投票制を「惨めで小さな妥協」と呼んでいました。

対案投票制に関するポイントは、それを求める人々でさえ、地域ごとの比例代表制や単記移譲投票を求めるなど、他の制度を本当は求めているのです。彼らの大半にとって、対案投票制は、四番目か三番目、よく言っても、せいぜい二番目の選択でしかないのです。対案投票制による選挙でたびたび起こるように、5月5日に彼らは、彼らの二番目の選択を実現しようとしているのです。

私たちの民主主義に関しては、イギリスは、誰の二番目の選択で落ち着くべきでありません。この議論は、誰も本当に望んでいません。私たちの国でも、海外でもです。フィジー、オーストラリア、パプア・ニューギニアという、たった三つの国の国政選挙で対案投票制が使われているのです。オーストラリアでは、10人中6人の投票者が、私たちの持つ制度、小選挙区制に戻りたがっています。実際、60以上の国々や、世界のほぼ半分の有権者が、私たちの選挙制度を使っています。本当に、曖昧で不人気なもののために、世界で使われているものを捨て去ってしまうのでしょうか。

私の対案投票制拒否は、改革の拒否ではありません。私は、政治が変わらなければいけないと情熱的に信じています。率直に言って、あまりに多くの点で、政治システムが壊れているので、変化がなければいけません。それが、この連立政権が決定的な改革を進める理由です。

私たちは、全ての投票が同じウェイトになるように、選挙区のサイズをレベルアップすることで、投票をよりフェアなものにしています。私たちは、議会のサイズをカットし、閣僚の給与を削り、経費を整理することで、政治をより安価なものにしています。私たちは、首相が選挙の日を決める権限を取り除き、有権者が規則を破った下院議員をリコールする新しい権利を導入し、議会が政府を監督する新しい権限を導入することで、政治と政権の説明責任を高めています。

しかし、何よりも、最も大事なのは、私たちが力を直接に民衆の手に与えていることです。これが、本当の透明性です。だから、民衆がどのように政府が機能しているか、何をしているか、お金を使っての結果がどうなのか、を知ります。

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

本当の権力の獲得とは、市長や、地方議会、近隣の地域に決定権限を委譲することで、人々は彼らにとっての問題を自分たちで、ホワイトホールの政治家ではなく、決めることができます。

次の11週間、対案投票制をめぐる議論は国中でヒートアップするでしょう。しかし、今回、私は自分の意見を声高に明確にしていくでしょう。そうです。私たちの政治は、改革が必要です。権限を国中に降ろしていく必要があります。

しかし、対案投票制は違います。それは、アンフェアな選挙制度を意味し、不明確なプロセスを意味し、説明責任のない政治を意味します。シンプルに言いましょう。今、私たちが求めている方向とは、正反対です。だからこそ、5月の国民投票では、No投票に国を促します。

( [http://www.conervatives.com/News/Speeches/2011/02/ David\\_Cameron\\_The\\_case\\_against\\_AV.aspx](http://www.conervatives.com/News/Speeches/2011/02/ David_Cameron_The_case_against_AV.aspx) )

## 備考 各選挙制に関する解説

上記のインタビュー部分で述べられている選挙制度に関して、以下説明する。

### 1. 小選挙区制

英語表記では、Plurality System や Single Member System , Single District System なども用いられるが、イギリスでは、圧倒的に First Past the Post という名前で呼ばれている。競馬において、一着の馬が鼻差でも勝者であることから、この名前が付いている。つまり、各選挙区で一位の候補者が当選となる制度である。

なお、小選挙区制のみを単独の国政議会選挙の方法としているのは、イギリス、アメリカ合衆国、カナダ、インドの4カ国である。フランスは小選挙区二回投票制という方法を取っている。これは、第一回目の投票で過半数を得た候補者を当選とするが、過半数の候補者がいなかった場合は、12.5%以上を第一回目で獲得した候補者のみで決選投票を行う方法である (Farrell, 2011, 47)。

この制度の下では、一位の候補者しか当選しないことから、様々な批判がある。第一に、死票が増えるという批判がある。労働党系のシンクタンク IPPR によれば、イギリスでは、全投票の53%が死票になっているといわれる (Lodge and Gottfried, 2011, 17)。

第二の批判点としては、当選者が有権者の少数しか代表していないということである。イギリスでは、その選挙区の全投票者のうち過半数の票を占めた当選者は、

全体の33.44%であると指摘されている（Lodge and Gottfried, 2011, 16）。これは、選出されている議員たちの正統性に問題を生じさせる。とくに、イギリスでは近年の投票率が60~65%であり、そこにおいて過半数が占められないとなると、その選挙区の勝者は有権者比でいうと、30%程度の支持も得られていないということを意味する。なお、2005年総選挙では、ブレア労働党は、投票率61.3%の下で35.2%の得票率で政権に就いたので、有権者比で言えば、21%程度の支持しか得ていないことになる。それが、イギリスにおいては「選挙独裁」とも言われるほどの権力を手にするわけであるから、正統性に疑問符がつくわけである。

一方、小選挙区制のメリットとして度々指摘されるのは、第一にその単純性である。一人の候補者を選ぶと言うこともシンプルであるが、一位の候補者のみが勝つという単純さも、一つのメリットである。第二に、それゆえ、強い一党による単独政権が作られやすいと言う点である。ただ、この第二点目は、イギリスの場合、地域政党の躍進により、大幅に損なわれ、その結果、2010年総選挙以降の連立政権が存在していると言うことが指摘できる。

## 2. 対案投票制

英語表記では、Alternative Vote system (AV) と呼ばれている。この制度は、オーストラリア、フィジー、パプア・ニューギニアの国政議会選挙で使われている。最も早く使い始めたのは、オーストラリアで、1918年から使っている

対案投票制とは、一選挙区で一人の議員を選出するという意味では小選挙区制と同じであるが、有権者は、対案投票制においては、各候補者に選好順位を書き込んで投票しなければならない。集計においては、一位票で過半数を獲得した候補者がいた場合には、その時点でその候補者が当選するが、一位票で過半数に達する候補者がいない場合には、一位票で最下位となった候補者を削除し、その候補者票の二位票を他の候補者に加算し、その時点で過半数に到達する候補者が現れた場合はその候補者を、当選とする。一位票で最下位になった候補者票の二位票でも決まらない場合は、一位票で下から二番目になった候補者を削除し、その候補者票の二位票で同様の作業を繰り返す。これを当選者が現れるまで続ける（Lijphart, 1994, 19）。

この投票制のメリットは、第一に、潜在的な投票者の選好を反映し、投票者の二位選好を含むが有権者の過半数の支持を当選者の票の中で確保できると言う点である。これにより、正統性の問題を解消できると言われる点である。第二に、小選挙区制におけると同様に、多数派主義的なので、一党で過半数を占める可能性が依然

として高いと言う点である。もっとも、小選挙区制以上に多数派主義的なのか、小選挙区制以上に単独政党政権を生み出すのかという点に関しては、必ずしも、明確なわけではない。オーストラリアでは、戦後、対案投票制による25回の総選挙が実施されているが、そのうち単独党政権ができたのは12回にとどまっている（Farrell, 2011, 58）。第三に、多数派主義的であるにもかかわらず、有力な第三党の議席は増える傾向がある点である。イギリスで毎回の総選挙ごとに行われている調査（British Election Study）によれば、1983年から2005年の5回の総選挙のいずれにおいても、対案投票制であったならば、第三党は議席を増やすことができたことが明らかにされている（Curtice, 2010a）。第四に、小選挙区制では、当選見込みのない候補から別の当選見込みのある候補への投票先の変更がよく起こるといわれる（いわゆる「戦術的投票」Tactical Voting）。しかし、対案投票制ならば、一位票で、当選見込みはないが最も支持する候補に投票することができると同時に、二位票で当選見込みのある候補に投票することもできる。

他方、デメリットは、第一に、比例的ではないという点で、小選挙区制と同じく、依然として第四党以下の死票は多くなることである。第二に、二位票による選好の反映と言うことは、言い換えれば、一人の有権者が二票持ちうると言うことである。しかも、この二位票が結果として集計される有権者は、全員ではなく、一位票で下位候補者に投票した有権者のみである。なぜならば、二位票の加算は、一位票で最下位の候補者票から順次行われていくが、二位票を合わせて過半数を獲得する候補者が出ていた時点で集計は終了するので、全ての候補者の二位票が結果に反映されるわけではないからである。

### 3. 単記移譲式投票制

英語表記では、Single Transferable Vote system (STV) と言われる。この単記移譲式投票制を国政選挙で採用しているのは、アイルランド、マルタ、オーストラリアの上院がある。これは比例代表制の一種である。具体的な方法は以下の通りである。

まず、有効投票数と議席をもとに、当選基數を決定する。その式は、以下の通りである。この基數は、一般にドループ基數と呼ばれる。

$$\text{当選基數} = \frac{\text{有効投票数}}{\text{議席} + 1}$$

たとえば、有効投票数60万票で、5人の議員を選ぶ場合は、以下の式となる。

$$\text{当選基數票} = \frac{600,000}{5+1} = 100,000\text{票}$$

上記の当選基數を満たす候補者が当選となるが，それは以下の手続きを経て集計される。

投票の段階では，有権者一人ひとりが各候補者に順位をつけて投票する。まず，この場合，一位票で当選基數を上回った候補者がまず当選する。この当選者が当選基數票を上回った場合，余剰票の二位票が他候補に配分される。この余剰票の配分の際，当選者に投ぜられた全体における二位票の比率が余剰票の配分の際にも忠実に反映される。その結果，新たに当選基數票を上回った候補者が当選となる。その段階でも議席定数に当選者が達していない場合は，一位票で最下位の候補者が削除され，その候補者の二位票が残りの各候補者に配分される。その結果，当選基數票を上回った候補者が当選し，その候補者の余剰票が上記と同じやり方で各候補者に配分される。このような過程を繰り返し，当選者が議席定数に達したときに，集計は終了する(Electoral Reform Society, 2011)。

イギリスの選挙改革協会(Electoral Reform Society)のパンフレットを参考に，筆者が以下に具体例を挙げると以下のようになる。以下では，日本の政党の得票上位3党を使って，例示してある。あくまでも例である。

まず図1のように，当選基數は10万票なので，第一ステージでAの当選が決定する。その後，Aへ投ぜられた一位票の二位票が，余剰票としては2万票あるということを確認する。

2万の余剰票は図2のようにカウントされ，第二ステージで各候補に移譲される。第二ステージでは，Aの余剰票の配分によって，Bが当選する。第三ステージでは最下位のJを削除し，Jの投票者の二位票を他の候補に移譲する。その結果，Hが当選する。第四ステージでは，Iを削除し，Iの投票者の二位票が各候補に移譲され，その結果5000票がEに加算され，Eが当選する。なお，この際に「移譲不可能」と出たのは，Iを一位で投票した有権者が二位票で，既に当選したHや，既に削除されたJに投票していた場合で，これらの票は移譲不可能となる。第五ステージで，Fが削除され，その二位票のうち12000がGに配分され，Gが当選する。5000票はDに配分されるが，Dは当選基數に届かずには落選する。5000票は，既に当選ないしは落選が決定している候補者に二位票が投じられているので，移譲不可能となる。

その結果，自民党がAとBの2議席で，民主党がEとGの2議席で，公明党がHの1議席になる。

イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

図1 単期移譲式投票の流れ

	候補者	政党	第一ステージ	第二ステージ		第三ステージ
			一位票	A余剰票の移譲		Jの削除と、その二位票の移譲
当選	A	自民党	当選 120,000	- 20,000	100,000	100,000
当選	B	自民党	90,000	10,000	当選 100,000	100,000
	C	自民党	30,000	5,000	35,000	35,000
	D	民主党	40,000		40,000	40,000
当選	E	民主党	95,000		95,000	2,000 97,000
	F	民主党	20,000		20,000	2,000 22,000
当選	G	民主党	85,000		85,000	85,000
当選	H	公明党	90,000	5,000	95,000	6,000 当選 101,000
	I	公明党	20,000		20,000	20,000
	J	公明党	10,000		10,000	
	移譲不可能		600,000		600,000	600,000

	候補者	政党	第四ステージ		第五ステージ
			Iの削除と、その二位票		Fの削除と、その二位票の移譲
当選	A	自民党		100,000	100,000
当選	B	自民党		100,000	100,000
	C	自民党		35,000	35,000
	D	民主党		40,000	45,000
当選	E	民主党	5,000	当選 102,000	102,000
	F	民主党		22,000	
当選	G	民主党	5,000	90,000	12,000 当選 102,000
当選	H	公明党		101,000	101,000
	I	公明党			
	J	公明党	10,000	10,000	5,000 15,000
	移譲不可能		600,000	600,000	600,000

図2 第二ステージの詳細

一位票をAに投じた票における二位票内訳		余剰は20,000 なので、6分の1に縮小	Aの余剰票の配分
B	60,000		10,000
C	30,000		5,000
H	30,000		5,000
計		20,000	

単記移譲式投票の比例代表制のメリットとしては、第一に、比例的な選挙の方法であるので、有権者全体の傾向が反映され、死票も減ることである。ここでは、対案投票制の場合と異なり、選ばれる議員個々人は少数の票しか代表していないが、選ばれた議会全体としては全投票者の選好を反映していると言う点で、議会の正統性は守られる。第二は、比例代表制でありながら、拘束名簿式比例代表制にありがちな「個人を選べない」という要素がなくなることである。政党候補者個人に投票することによって、投票者の候補者に対する選好も反映させることができる。第三に、同じような主張を持つ候補者の間で票が割れた場合も、一人の候補者に票が集中しすぎた場合も、順位付け投票結果が集計されることにより、最終的には、同じ主張の別の候補者が当選する可能性が残されている点である。上記の例で言えば、自民党のAに票が集中しすぎた場合は、第二ステージで同じ自民党の候補者に票が回され、当選に近づくことができる。また、自民党的下位候補者が削除された場合は、その候補者の二位票が別の自民党候補者に回ることによって、自民党的別の候補者が当選できる。

第三に、党をまたいだ形での有権者の選好を比例的に反映させることができる。候補者に投票できるという点では、非拘束名簿式でも同じ利点があるが、その候補者が当選に届かない場合、政党票内部で別の候補者が当選する場合がある。しかし、往々にして、同じ政党でも主義主張の異なる候補者がいるという現実もある。たとえば、民主党の民営化反対候補者と、同党の民営化支持候補者の違いは、民営化反対を重視する投票者にとって非常に大切かもしれない。しかし、非拘束名簿式の場合は、民主党の民営化反対候補に投票しても、その候補が当選ラインに届かず、その投票者の票で民主党の民営化支持候補が当選してしまう場合がある。単記移譲式投票の場合、一位票を民主党民営化反対候補者に投票し、二位票を自民党民営化反対候補者に投票することもできる。そうすれば、党派を超えて、投票者の選好を選挙結果に結びつけられる可能性が出てくる。

デメリットとしては、やはり第一に、その複雑さである。投票 자체は、各候補者に順位付けをして投票するだけなので、これ自体が過度に複雑とまではいえないが、その投票の後、どのような結果が、どのような集計の結果生み出されるのかについては、小選挙区制や対案投票制と比べてみても、わかりにくい。制度全体を理解して投票できる有権者は、大幅に限られてくる可能性がある。第二に、その複雑さゆえ、集計に数日を要することである。今年2011年2月末に、アイルランドで単記移譲式投票制による総選挙が行われた。このとき、大勢はともかく、開票で議席が確定するまでには、やはり5日ほどかかっている。1992年総選挙では、10日か

かった（*The Independent*, 6 Dec 1992）。第三に、これは比例代表一般の問題であるが、一党で過半数を得ることは、得票率50%を超えること自体が不可能なので、連立政権の可能性が高まることである。左右の大政党の大連立と言うこともありうる。また、小党が分立して、連立政権交渉そのものが困難になる可能性もある。

#### 4. 対案投票制プラス

この選挙制度は、ブレア政権下で作られた「ジェンキンス委員会」（選挙制度に関する独立委員会）で1998年に合意された選挙制度であった。この名称は、対案投票制プラス補足的・比例代表制という意味から来ている。労働党は1997年総選挙でマニフェストに独立委員会を作ることは記載していた。しかし、1997年総選挙で小選挙区制での圧倒的過半数を既に得ていたので、この合意に基づいて選挙制度改革が進められることは全くなかった。2009年秋の労働党大会において、当時のブラウン首相・党首が提案したのも、対案投票制のみで、プラスの部分はなかった。このシステムを国政選挙で使っている国は、2011年時点では、見当たらない。

対案投票制プラスでは、有権者は選挙区と地方ブロック（定数は選挙区の15~20%）の二票を投票する。選挙区では、対案投票制に基づき、当選者が決定される。

地方ブロックでは、候補者が政党かどちらかに投票できる。候補者に投票した場合は、その候補者の所属政党に投票したことになる。地方ブロックでは所属政党ごとの投票を比例代表制に基づいて集計し、政党ごとの獲得議席数を決定する。地方ブロックの政党内当選者は個人票の多い順番で候補者が当選していく。地方ブロックの比例代表制は、日本の参議院での非拘束名簿式比例代表制と同じである。ただし、異なる点もある。地方ブロックの政党への議席配分では、すでに小選挙区で当選者を出している政党では、その分が控除される。たとえば、小選挙区でその地方ブロックですでに5名の当選者を出している政党の場合は、地方ブロックの比例代表で8名当選分の票があっても、実際に当選できるのは3名となる。つまり、地方ブロックの比例代表は、選挙区で大政党有利・小政党死票增加を、比例的に修正する補足的な役割を示している（Independent Commission on the Voting System, 1998）。

この制度のメリットは、比例代表を補足的に用いることで、選挙区における大政党有利・小政党死票增加で損なわれている代表性を部分的には回復できる点にある。日本的小選挙区・比例代表並立制と似ている制度であるが、日本の制度の場合は、比例代表でも、大政党が小政党と同じように比例的に議席を獲得できるが、対案投

票制プラスでは、比例代表段階では大政党の議席獲得はかなり抑制される。

デメリットとしては、定数の割り当て方によれば、選挙区における大政党有利の代表性の歪みの修正が不十分になってしまうことであろう。

#### 5. 混合議員比例代表制（小選挙区併用型比例代表制）

英語では、追加議員制 Additional Member System (AMS) の一つの種類としての混合議員比例代表制 Mixed Member Proportional Representation (MMP) と分類されているが、日本では、小選挙区併用型比例代表制と呼ばれている。ドイツやニュージーランドの下院議会選挙で使われている。また、イギリスにおいては、スコットランド議会とウェールズ議会の選挙において、この方法が用いられている。以下、ドイツの例を基本にして説明する。

ドイツでは、定数が598であるが、その半数の299を小選挙区に割り当てる。有権者は、この小選挙区と比例代表の両方に投票する。小選挙区での勝者は無条件に議席を与えられる。比例代表では、定数598の半数ではなく、その598の全てに比例代表の議席を割り当てる。比例代表の議席割り当てにおいては、すでに小選挙区で議席を得ている勝者が、比例代表の政党議席に優先的に割り当たる。したがって、たとえば、ドイツ社会民主党が小選挙区で100人の当選者を出し、比例代表で200人の当選者を出している場合には、比例代表の当選者200人のうち100名が小選挙区での当選者となる。

ドイツの制度の場合では、ある政党の小選挙区の獲得議席がその政党の比例代表獲得議席を上回る場合がある。たとえば、ドイツ社会民主党が小選挙区で210議席を獲得し、比例代表で200議席であったという場合である。この場合には、ドイツ連邦議会定数が選挙結果により、10名増えることになる。実際に、2009年ドイツ連邦議会選挙では、24の超過議席が生まれている。また、ドイツの場合、行き過ぎた多党化を防ぐため、比例代表においても5%以上の得票をしなければ議席が与えられることになっている（Farrell, 2011, 94-108）。

このように、追加議員制度は、実質的に比例代表制を中心であり、議会全体が有権者全体の選好を反映することになる。

メリットとしては、比例的で有権者全体の選好が反映されることで、議会全体の正統性が確保される点であるが、それとともに、小選挙区制を加味することで、多數派の動向も反映されるということである。デメリットとしては、追加議席の発生がありうることと、その数が不確定であることである。さらに、これは比例代表一般の問題であるが、一党で過半数を得ることは、得票率50%を超えない場合

ので，連立政権の可能性が高まることである。左右の大政党の大連立と言うこともありうる。また，小党が分立して連立政権交渉そのものが困難になる可能性もある。

#### 6. 政党リスト比例代表制（拘束あるいは非拘束名簿式比例代表制）

英語表記では，Party List Proportional Representation と呼ばれる。名前の通り，政党名簿を基本とした比例代表制である。日本の衆議院の比例部分である拘束名簿式比例代表制と，参議院の比例部分である非拘束名簿式比例代表制の両方が，この政党リスト比例代表制に含まれる。当選順序に投票者全体の選好が反映される非拘束名簿式比例代表制の場合でも，やはり政党名簿内から当選者が選ばれている点で，政党リスト比例代表制に含まれる。

この制度を使っている国が多い。フィンランド，ノルウェー，スウェーデン，スペイン，ポルトガル，ポーランド，クロアチア，イスラエルなどである。2005年からはイタリアも導入しているが，第一党に過半数議席を与えるプレミアム制を併用させている（芦田，2006）。

投票方法は，政党名で投票するか，候補者名で投票するかである。候補者名で投票した場合は，所属政党票として集計される。集計の際には，ドント式ないしはサン・ラゲ式などを使って獲得議席が計算され，議席は各党に比例配分される。その後，拘束名簿式の場合は政党の順序にそって当選者が決定される。非拘束名簿式の場合は，政党候補者の中で得票の多かった順序で，政党獲得議席内で当選者が決定する。ドント式は，全投票を政党ごとに集計した上で，1から順に整数で割っていく，商の大きい順で政党に当選者を割り振っていく。サン・ラゲ式の場合は，整数ではなく，奇数で割っていった場合の商の大きい順で政党に議席を割り振っていく。奇数で割った場合，1，3，5と二回目で「3」で割り，三回目で「5」で割ることができる。これは，それだけ小政党にとって有利なことを意味する。スウェーデン，ノルウェーはサン・ラゲ式を使っており，先述の 小選挙区併用型比例代表制 のドイツとニュージーランドでも，比例部分はこのサン・ラゲ式を使っている（Farrell，2001）。

この選挙制度のメリットは，比例的であることで，有権者全体の選考が「鏡のように」反映されることで，議会全体の正統性が高まる。デメリットとしては，これは比例代表一般の問題であるが，一党で過半数を得ることは，得票率50%を超えないとい不可能なので，連立政権の可能性が高まることである。左右の大政党の大連立と言うこともありうる。また，小党が分立して連立政権交渉そのものが困難になる可能性もある。

#### 7. 並立投票制（小選挙区比例代表並立制）

英語では、並立制は、Parallel Vote system と呼ばれている（Farrell, 2011, 111）。日本以外では、韓国、メキシコなどで用いられている。先述の追加議員制（AMS）には、大きく分けて、上記の混合議員比例代表制（MMP）と、この並立制がある。もっとも並立制と言う意味では、様々な並立制が考えられ、小選挙区比例代表並立制は、その一例として含まれる。

投票方法に関しては、日本の場合では、有権者一人が二票もち、一つは小選挙区に投ぜられ、もう一票は比例区に投ぜられる。日本の衆議院の場合、比例区は政党名で投票しなければならず、比例議席の政党内当選順は政党の決めたリストの順位で決まる。メリットとしては、小選挙区制によって、ある程度の大政党の主導権は確保しながらも、比例代表で小選挙区での歪みを補正することができる。デメリットとしては、比例の定数が少なくなりすぎた場合、比例代表による小選挙区制での歪み補正効果が乏しくなることであろう。

#### 8. 単記非委譲式投票制（中選挙区制）

英語表記では、単記非委譲式投票制という意味で、Single Non-transferable Vote (SNTV) と呼ばれる（Lijphart, 1994）。日本では、中選挙区制という名称で、戦後において1993年まで衆議院選挙で使われてきた。現在の参議院選挙区選挙の複数議席区も、そう呼んで差し支えないであろう。国政選挙では、この他、アフガニスタン、ヨルダン、バヌアツで使われている。

投票方法は、一人一票で一人の候補者に投票し、各選挙区の定数以内の順位を得た候補者が当選する。各選挙区の定数は、有権者人口比などによって定められる。国際的な選挙制度の議論においては、定数が各有権者人口に沿って、比例的に各選挙区に定数が配分される場合には、この単記非委譲式投票制（中選挙区制）は、準比例代表制の一種として理解されている（Farrell, 2011, 42）。

メリットとしては、比例代表制ほどではなくても、国民の政治的選好全体を反映することができるという点である。日本の例を見れば、決して単独党政権を拒むとまでもいえない多数派主義的要素もあったといえる。デメリットとしては、1994年にあった「17%の民主主義」論で指摘された腐敗（疑惑）議員の当選可能性などが指摘された。また、中選挙区制が採用されたヨルダンでは、イスラム過激派の台頭に貢献したという指摘もある（Farrell, 2011, 175）。しかし、17%程度であっても有権者の選択であることに変わりはなく、これをデメリットと呼べるかどうかに關しては、議論のあるところであろう。ちなみに、日本では制度が変わり、小選挙

## イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

区制が採用された以降も、贈収賄で有罪が確定した議員も小選挙区で当選している事実がある。

### 9. 若干の整理

以上、様々な選挙制度に関して簡単に説明してきた。なお、メリット・デメリットは、価値観によって、大きく変化する。上記では、これまで言われてきたメリット・デメリットについて書いたが、今日、圧倒的多数の国々が連立政権で運営されていることを考えると、比例代表制が連立政権を生み出しやすいということが、ストレートにデメリットになるわけではない。本稿のインタビュー部分で触れられているように、連立政権を肯定的に見る人々も多い。

一部の大政党の主導権を握らせるこども、多数派・少数派の民意を鏡のように反映することも、両方とも、メリット・デメリットになりうる。50%程度の低投票率で、30%台の得票率で小選挙区制によって単独政党単独過半数政権が得られる場合

図3 G20諸国・OECD諸国における国政議会選挙制度

小選挙区制	イギリス、米国上下両院、カナダ、インド
小選挙区 2回投票制	フランス
対案投票制	オーストラリア
小選挙区比例代表並立制	日本衆議院、韓国、ロシア、メキシコ
小選挙区二回投票・比例代表並立制	ハンガリー
その他の並立制	日本参議院
単期移譲式投票（比例代表制）	アイルランド共和国、オーストラリア上院
小選挙区併用型比例代表制	ドイツ、ニュージーランド上院
拘束・非拘束名簿式比例代表制	アイスランド、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ギリシャ、イタリア、オランダ、イスイス、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、スペイン、ポルトガル、スロヴェニア、スロヴァキア、チェコ、ポーランド、ブラジル、アルゼンチン、チリ、南アフリカ共和国、インドネシア、トルコ、イスラエル

出典：International Centre for Parliamentary Documentation of the Inter-Parliamentary Union, 1986 及び、Colmer 2004を調べ、筆者が作成した。上記のうち、特に断りのないものは、全て下院の選挙制度である。

には、民意反映の歪みは最高潮になる。その一方で、どの政党も主導権がとれず、小党が多数分立する場合には、連立交渉自体が難しくなる。問題はバランスであろう。歪んでいてもよい、何も決まらなくてもよいというバランスを欠く事態になれば、いずれもデメリットとなろう。著名な政治学者リチャード・カツの言葉を借りれば、「いかなる人々も同意しうるような「正しくて、最も民主的な選挙制度はない」(Katz, 1997)。

### 参考文献

- 芦田 淳 (2006), 「イタリアにおける選挙制度」, 国立国会図書館調査及び立法  
考査局『外国の立法 230』(2006.11)
- BBC (2010), Q&A: Electoral reform and proportional representation, [http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/election\\_2010/8644480.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/election_2010/8644480.stm)
- Blackburn, Robert (1985). *The Electoral System in Britain*, Macmillan.
- Cabinet Office (2010), *The Coalition: our programme for government*,  
HMgoverment.
- Colomer, Josep M. (2004). *Handbook of Electoral System Choice*, Palgrave  
macmillan.
- Curtice, John (2010a), 'Recent History of Second Preferences', [http://news.bbc.co.uk/nol/shared/spl/hi/uk\\_politics/10/alternative\\_vote/alternative\\_vote\\_june\\_09\\_notes.pdf](http://news.bbc.co.uk/nol/shared/spl/hi/uk_politics/10/alternative_vote/alternative_vote_june_09_notes.pdf)
- Curtice, John (2010b) 'Era of Coalition' *Progressive Online*, 08 Dec 2010.
- Electoral Reform Society (2011), *What is AV?*, (<http://www.electoral-reform.org.uk/downloads/What%20is%20AVweb.pdf>)
- Electoral Reform Society (2011), *What is STV?*, (<http://www.electoral-reform.org.uk/downloads/what%20is%20stv.pdf>)
- Farrell, David M. (2011), *Electoral Systems: A Comparative Introduction*,  
Palgrave macmillan.
- Liberal Democrats (2010), *Liberal Democrat Manifesto 2010: change that works  
for you*.
- Lijphart, Arend (1994), *Electoral Systems and Party Systems: A Study of  
Twenty-Seven Democracies, 1945-1990*, Oxford University Press.
- Lodge, Guy and Glenn Gottfried (2011), *Worst of Both Worlds: Why First Past  
the Post no longer works*, IPPR.
- Home Office (1998), *The Report of the Independent Commission on the Voting  
System, Cm. 4090*.
- International Centre for Parliamentary Documentation of the Inter-Parliamentary

イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識（小堀）

- Union (1986), *Parliaments of the world: a comparative reference compendium*, Aldershot.
- Katz, Richard S. (1997), *Democracy and Elections*, Oxford University Press.
- Sanders, David, Harold D. Clarke, Marianne C. Stewart, and Paul Whitely (2010), 'Simulating the Effects of the Alternative Vote in the 2010 UK General Election', *Parliamentary Affairs*, Volume 64 Issue 1 January 2011.
- YouGov / Sunday Times Survey Results (<http://today.yougov.co.uk/sites/today.yougov.co.uk/files/yg-archives-pol-st-results-01-030411.pdf>)